

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

オートバイ(二輪自動車や原動機付自転車)を
お持ちの方に

一般総合自動車保険

令和7年1月以降保険始期用

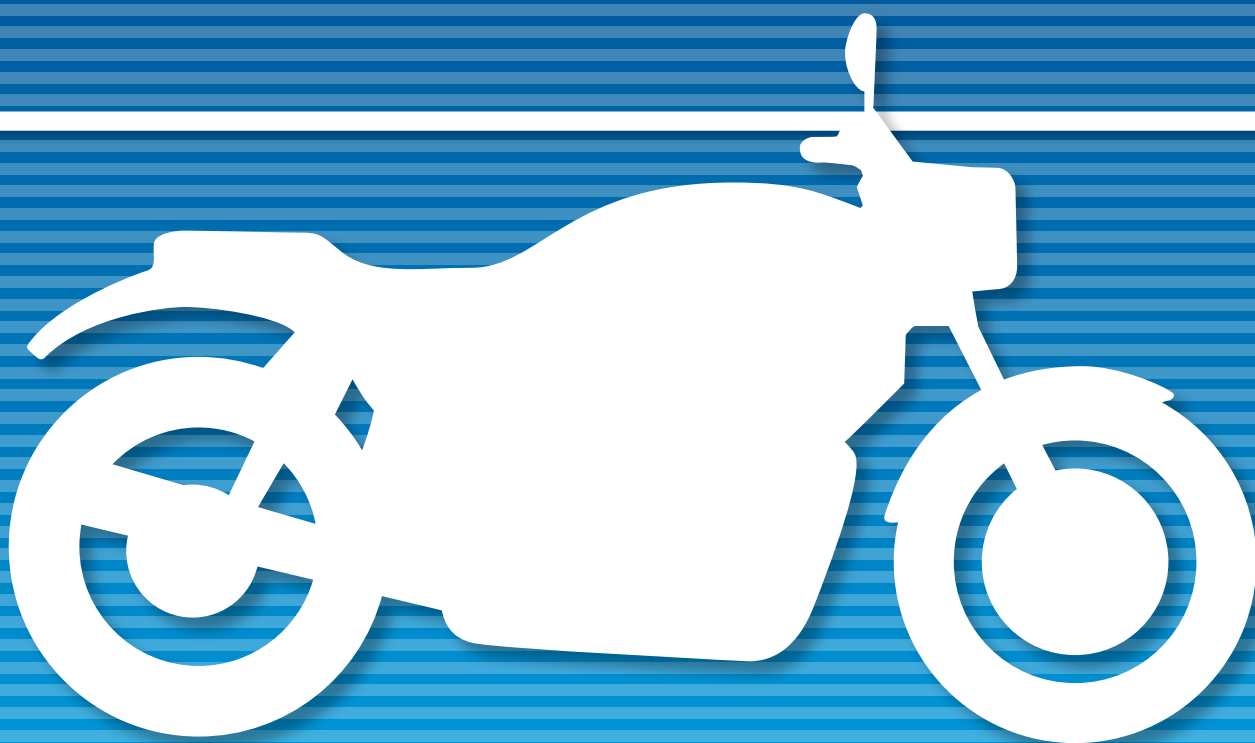


「セーフティツーリング」は
ベルマーク協賛商品です。



MS&ADインシュアランスグループは、
サッカー日本代表を応援しています。
©JFA

セーフティツーリング



オートバイにかかわるリスクをしっかりと補償。
楽しいツーリングをサポートします。

実際に事故が起こっても…セーフティーツーリングにおまかせください!

お客さまをお守りする補償があらかじめラインアップされているので、万が一の事故時にも安心です。

充実した
補償

ご自身やご家族のおケガ、愛車への補償も充実しています。

基本補償とお客さまのニーズにお応えする補償で、「相手への賠償」「ご自身のおケガのリスク」「オートバイの損害」にしっかり備えられます。

基本補償で安心

相手への賠償
対人



相手への賠償
対物



おケガの補償
人傷



オートバイへの補償
車両



オプションの補償で
お客さまのニーズに
お応えします。

安心の
事故対応

万が一の事故時にも、24時間365日
お客さまを全力でサポートするので安心です。

夜間・休日でも平日と変わらない
事故対応を実現します



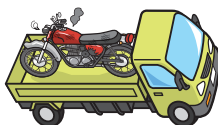
I'm ZIDAN

24時間365日
事故対応サービス

詳細は **2** ページ

オートバイのトラブル時には当社が
トータルサポートします

クルマのトラブルサポート



詳細は **11 12** ページ

お客さま満足度

事故対応全般に対して **97.1%** のお客さま
にご満足をいただいています!

ほぼ満足

15.7%

満足

81.4%

満足度
97.1%

やや不満 2.1%

不満 0.8%

※当社保険金お支払に伴うアンケート
(2023年度)より。



セーフティーツーリングの対象となるご契約

記名被保険者 (P5、P16 参照) が法人または個人 (注1) のオートバイ (注2) のノンフリート契約
(総付保台数9台以下)

(注1) オートバイを事業にのみ使用する場合でもご契約いただけます。

(注2) このパンフレットにおける「オートバイ」とは、二輪自動車および原動機付自転車をいいます。

二輪自動車
とは

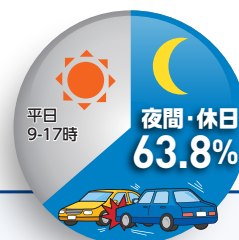
総排気量125cc.超または定格出力
超の二輪自動車および総排気量
定格出力0.60キロワット超の側車

万が一の事故時にも、 24時間365日お客さまを全力でサポートします

ご存知ですか？

夜間・休日の事故はなんと**60%以上!**

当社自動車事故受付件数より時間帯別の事故発生割合を算出(2023年度)



I'm ZIDAN

なら、夜間・休日も社員が対応! だから、平日と変わらない対応で、

24時間365日、お客さまによりそった事故対応サービスを実現!

詳しくはこちら



対応内容	事故の受付	ロードサービスの手配 ^(注1)	病院への連絡	修理工場との打合わせ	保険金支払い可否の判断	示談交渉 ^(注2)
I'm ZIDAN	○	○	○	○	○	○
I'm ZIDAN 開始前の事故対応サービス	○	○	○	×	×	×

例えば、このようなときも安心

金曜日の夜



帰宅途中、車同士の事故



ロードサービスの手配^(注1)・病院対応など当日中に対応

土曜日の朝



自分のオートバイを修理



休日も修理工場と打合わせが可能

日曜日の昼



相手の方からの連絡



相手の方からの休日の問い合わせにも対応

I'm ZIDAN へのお客さまの声

連休前に事故を起こしてしまいました。連休中、相手の方から責任割合のことで何度も電話があり困っていましたが、あいおいニッセイ同和損保へ相談したところ、休日にもかかわらず社員の方が相手の方へ連絡し、責任割合についてしっかり説明してくれました! 相手の方も納得してくれたので、とても安心しました。



(注1) ご契約内容に応じて手配できない場合があります。

(注2) 話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。



ご契約時から、
万が一の事故のときまで、
お客さまを全力で
サポートすることを誓います。

宣言 1

お客さまをお待たせしません!

宣言 2

すべてのお客さまへ親身な対応を行います!

宣言 3

“プロフェッショナルの安心”でお客さまをしっかり支えます!

1.00キロワット
50c.c.超または
付二輪自動車

原動機付
自転車とは

総排気量125c.c.以下または定格出力1.00キロワット以下の二輪自動車および総排気量50c.c.以下または定格出力0.60キロワット以下の三輪以上の自動車(「側車付二輪自動車」を含みます)



このパンフレットにおける「自動車」には、二輪自動車および原動機付自転車を含みます。

基本補償に加え幅広くお客さまのニーズ
にお応えする補償をご用意しています。

基本補償

相手へ
の賠償

対人 (注1)

5 ページ

任意セット (注2)

相手の方を
死傷させた場合の補償

対人賠償保険

弔慰金等の
臨時費用に

任意セット

対人臨時
費用特約対人賠償保険で
補償されない
相手過失分も補償

任意セット

対歩行者等
傷害特約相手へ
の賠償

対物 (注1)

6 ページ

任意セット (注2)

相手のものを
壊した場合の補償

対物賠償保険

対物賠償保険で補償されない
時価額を超えた分も補償

任意セット

対物超過修理費用特約

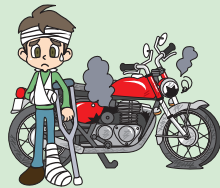
おケガ
の補償

7 ページ

任意セット

ご契約のオートバイに
乗車中の方等が
死傷した場合の補償

人身傷害保険

オートバイ
の補償

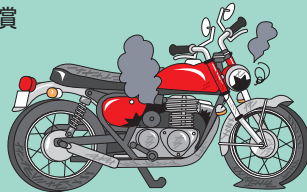
(注3)

9 10 ページ

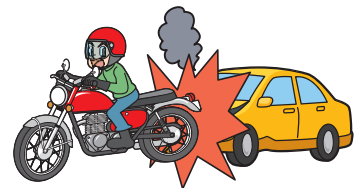
任意セット (注2)

ご契約のオートバイが
壊れた場合の補償

車両保険



車両保険をセットしたご契約に 自動セット (注4)

「もらい事故」等の場合に、等級をダウンさせずに
車両保険を利用できます

車両保険無過失事故特約

クルマの
トラブル
サポート

11 12 ページ

24時間365日、オートバイの
トラブルのときに
駆けつけます

任意セット

ロードアシスタンス
サービス事故や故障等により
搬送された場合等に
必要となった費用を補償

任意セット

ロードサービス
費用特約その他の
補償

13 ページ

借りたオートバイでの事故を
ご自身の保険で補償

自動セット (注5)

他車運転(二輪・原付)特約

整備・修理・点検等の間に臨時で借りた
自動車での事故をご自身の保険で補償

自動セット

臨時代替自動車特約

「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いできない主な場合」や「被保険者(補償の対象となる方)」等について、「パンフレット別冊」に記載しています。右のようにコードおよびURLを各補償・特約のページに掲載していますのでご参照ください。インターネット環境のない方は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。



保険金をお支払いできない主な場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>



お客さまのニーズにお応えする補償

おケガの補償

おケガのリスクにしっかり備えたい

7 8 ページ

他人の自動車に乗車中や歩行中・自転車乗車中などの自動車事故だけでなく自転車に乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等も補償

任意セット



交通事故特約

入通院時の日用品購入などの当座の出費に

任意セット



傷害一時金特約 搭乗者傷害(入通院／一時金)特約

入通院時の一時金を2倍に

任意セット



倍額払

傷害一時金倍額払特約 搭乗者傷害(入通院／一時金)倍額払特約

死亡・後遺障害を被った場合に保険金を定額でお支払い

任意セット



搭乗者傷害 (死亡・後遺障害)特約

相手のいない単独事故等で死傷した場合の補償

任意セット



自損傷害特約

無保険車との事故により死亡・後遺障害を被った場合の補償

任意セット



無保険車傷害特約

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払い

任意セット



入院・後遺障害時における 人身傷害諸費用特約

オートバイの補償

愛車のためにしっかり備えたい

10 ページ

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に

任意セット



全損時諸費用特約

全損時諸費用特約の支払保険金の額を2倍に

任意セット

倍額払



全損時諸費用倍額払特約

その他の補償

さまざまなリスクにしっかり備えたい

13 14 ページ

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払い

任意セット

弁護士費用(自動車事故型)特約 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約

日常生活の賠償事故を補償

任意セット

日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 自転車賠償特約



大切な身の回り品の損害を補償

任意セット

車内外身の回り品特約

原動機付自転車の事故を補償

任意セット

ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

(注1) 対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」(P6参照)が自動的にセットされます(自動セット)。

(注2) 対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

(注3) 「車両価額協定保険特約」(P10参照)が自動的にセットされます(自動セット)。

(注4) 車両保険「7補償限定」特約をセットしないご契約に自動的にセットされます(自動セット)。

(注5) 記名被保険者(P5、P16参照)が個人の場合、または法人で指定運転者(P16参照)を設定した場合で、ご契約のオートバイが自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合に自動的にセットされます(営業用二輪自動車にはセットされません)。

相手への賠償 (対人)



対人賠償保険

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

任意セット

事故により相手の方を死傷させた場合の補償です。

ご契約のオートバイの事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等 **1** で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額(ご契約金額) **2** を限度に保険金をお支払いします。



対人臨時費用特約

対人賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

弔慰金等の臨時費用に備えられます。

ご契約のオートバイの事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、被害者1名につき20万円をお支払いします。



対歩行者等傷害特約

対人賠償保険および人身傷害保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償します。

ご契約のオートバイの事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合(注1)に、対人賠償保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額(注2)を保険金額(注3)を限度にお支払いします(自賠責保険等や対人賠償保険等の保険金または共済金は、損害の額(注2)から除きます)。

(注1) 相手の方が通院のみによって治療された場合または通院のみによって治療された後に後遺障害が発生した場合は、保険金をお支払いできません。
(注2) 損害の額は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で算出しますので、対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合があります(この場合、対歩行者等傷害特約からのお支払額がないことや、相手の方の過失部分の額より増減することがあります。下記具体例は、それぞれの額が同一の場合となります)。なお、算出に際しては、すべて公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用したものとして算出します。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものと同みなします。
(注3) この特約の保険金額は、傷害被保険者1名につき、対人賠償保険と同額になります。

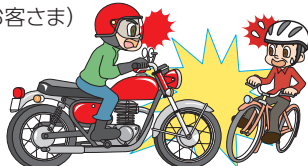
POINT

相手の方が歩行中や自転車乗車中のときには、責任割合 **3** に対する理解が得られず、解決まで時間がかかる場合がありますが、対歩行者等傷害特約があれば安心です。

例えばこのような事故のとき

自転車に乗っていた相手と出合頭で衝突。
相手の方は入院することに…

(お客さま)

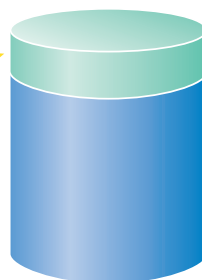


(相手の方)

責任割合 お客さま**80**:相手の方**20**

※責任割合は一例です。

相手の方の過失分も含めてお支払い



相手の方の損害の額

相手の方の責任割合**20%**

対歩行者等傷害特約でお支払い
→ 対人賠償保険だけだった場合は、相手の方の自己負担

お客さまの責任割合**80%**

対人賠償保険等でお支払い



相手の方の損害の額が人身傷害条項損害額基準に従い算出した額と対人賠償保険の損害賠償の額で異なる場合や、相手の方が公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用されない場合、他の人身傷害保険等を請求することが可能な場合は上記イメージと異なります。



用語のご説明

5

1 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法ですべての自動車やオートバイに加入が義務付けられている強制保険(責任保険または責任共済)をいいます。自動車・オートバイの運行による対人賠償事故の損害が保険金支払対象になります。保険金支払限度額は死亡3,000万円、後遺障害4,000万円、傷害120万円となります。

2 保険金額(ご契約金額)

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。

3 責任割合

交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをいいます。

4 記名被保険者

保険申込書・継続確認書や保険証券・保険契約継続証の「記名被保険者」欄に記載された方をいいます。記名被保険者の選定についてはP16をご参照ください。

相手への賠償 (対物)



保険金をお支払いできない主な
場合等 (I/パンフレット別冊) はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>



対物賠償保険

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険の
いずれかを必ずセットしてください。

任意セット

事故により相手のものを壊した場合の補償です。

ご契約のオートバイの事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、記名被保険者 **4** が法人の場合は免責金額 **5** を設定していただきます。



保険証券・保険契約継続証に記載された保険金額が10億円を超える場合(無制限を含みます)であっても、ご契約のオートバイに業務として危険物を積載する場合で火災・爆発・漏えいに起因する対物事故 **6** や航空機との対物事故等については、保険金のお支払額は10億円が限度となります。



対物超過修理費用特約

対物賠償保険をセットしたご契約に
ご希望によりセット可能です。

任意セット

対物賠償保険で補償されない時価額を超えた分も補償します。

ご契約のオートバイの対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額 **7** を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。



実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金の支払条件になります。

相手への賠償 (対人・対物共通)



不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

自動セット

対人・対物賠償保険で補償されない「自動運転システムの欠陥」等による事故も補償します。

不正アクセス(ハッキング等)やご契約のオートバイの欠陥等を原因とする、被保険者 **8** に法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合であっても、被害者を救済するための費用を保険金額^(注)を限度にお支払いします。

(注)この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。



心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

自動セット

対人・対物賠償保険で補償されない「認知症のご家族の運転」等による事故も補償します。

ご契約のオートバイを運転中の事故について運転者が責任無能力者のため法律上の損害賠償責任がない場合であっても、被害者を救済するための費用を保険金額^(注)を限度にお支払いします。

(注)この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。

5 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券・保険契約継続証に記載された免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。免責金額を設定すると保険料は割安になります。

6 対物事故

対物賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

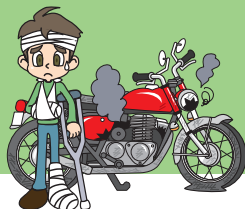
7 相手自動車の時価額

損害が発生した時および場所における相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

8 被保険者

保険契約により補償の対象となり、事故が発生した場合に保険金の支払いを受ける権利を有する方をいいます。

おケガの補償



人身傷害保険

交通事故特約をセットした場合のご説明です。

任意セット

自動車事故等によりご自身・ご家族・乗車中の方等が死傷した場合の補償です。

下記①～④の自動車事故等により、被保険者が死傷した場合に、お客さまの損害の額^(注1)に基づいて、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

※①～③において、賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者が死亡または後遺障害を被った場合、一律2億円^(注2)を限度に補償します。○補償します ×補償できません

被保険者	ご契約のオートバイに乗車中の方	記名被保険者およびそのご家族 ⁹ の方		
補償の対象となる事故	① ご契約のオートバイに乗車中の事故 	② 他人の自動車 ^(注3) に乗車中の事故 	③ 歩行中・自転車乗車中などの自動車事故 	④ 自動車事故以外の交通事故
人身傷害保険のみ	○	×	×	×
交通事故特約をセット ^{(注4)(注5)}	○	○	○	○ ^(注6)



お支払対象となる損害

おケガをされたことによる損害

後遺障害を被られたことによる損害

お亡くなりになったことによる損害

積極損害(救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用)、休業損害、精神的損害

逸失利益、精神的損害、将来の介護料、家屋の改造費、その他の損害

葬儀費、逸失利益、精神的損害、その他の損害

POINT 1

交通事故特約をセットすると、他人の自動車^(注3)に乗車中や歩行中・自転車乗車中などの自動車事故、または、自転車に乗車中や駅構内の階段で転んでケガをした場合等の自動車事故以外の交通事故^(注6)の際も補償されるため安心です。

POINT 2

保険金額は十分な金額で設定してください。なお、重度後遺障害^(注7)を被った場合は保険金額「無制限」で補償します。

【総損害額例】各年令別の損害の額の目安

年令	25才		35才		45才		55才		65才	
扶養家族	有(1名)	無	有(2名)	無	有(2名)	無	有(2名)	無	有(1名)	無
死亡された場合	1億円	8,000万円	9,000万円	7,000万円	8,000万円	7,000万円	7,000万円	6,000万円	5,000万円	4,000万円
重度後遺障害 ^(注7) の場合	2億1,000万円		1億9,000万円		1億7,000万円		1億4,000万円		1億円	

(注1)「お客さまの損害の額」(治療関係費、休業損害、精神的損害、逸失利益等)の認定は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で行いますので、相手の方の賠償基準と異なる場合があります。

(注2) 次のいずれかに該当する場合、支払限度額は無制限とします。●人身傷害保険の保険金額が無制限の場合 ●重度後遺障害^(注7)を被った場合

(注3)「他人の自動車」には次の①～④に該当する方が所有または常時使用する自動車は含まれません。

①:記名被保険者 ②:①の配偶者¹⁰ ③:①または②の同居の親族 ④:①または②の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子ただし、④の方が所有または常時使用する自動車は、④の方が自ら運転者として運転中の場合に限り、「他人の自動車」に含まれません。

(注4)人身傷害保険をセットしたご契約で、記名被保険者が個人の場合は、ご希望によりセット可能です。

(注5)人身傷害保険をセットしたご契約で、記名被保険者が法人で指定運転者(P16参照)を設定した場合は、交通事故特約が自動的にセットされます。その場合、「記名被保険者」を「指定運転者」に読み替えて適用します。ただし、「他人の自動車」には記名被保険者である法人が所有または常時使用する自動車は含まれません。

(注6)「自動車事故以外の交通事故」の傷害による損害については、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準のうち積極損害(治療関係費等)のみお支払いの対象となり、「休業損害」「精神的損害」はお支払いの対象となりません。

(注7)重度後遺障害とは、神経系統や胸部腹部臓器の機能等に著しい障害を残し、介護を要する場合をいいます。

P8の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

傷害一時金特約

搭乗者傷害(入通院／一時金)特約

傷害一時金特約は人身傷害保険をセットしたご契約に、搭乗者傷害(入通院／一時金)特約は人身傷害保険をセットしないご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

入通院時の日用品購入などの当座の出費に備えられます。

人身傷害対象事故^(注1)により、被保険者^(注2)が傷害を被った場合に、治療日数¹¹や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いします。

(注1)搭乗者傷害(入通院／一時金)特約の場合は、「ご契約のオートバイの事故」となります。

(注2)傷害一時金特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に交通事故特約をセットする場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。搭乗者傷害(入通院／一時金)特約では、ご契約のオートバイに乗車中の方が被保険者となります。

治療日数が4日以内の場合

1万円

治療日数が5日以上の場合

被保険者が被った傷害

支払保険金の額

同一事故により被った傷害が右表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額をお支払いします。

1 打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等下記2～4以外のもの

10万円

2 骨折・脱臼、神経損傷(脳・眼・頸髄・脊髄以外の部位)、上肢・下肢の腱・筋・靱帯の断裂

30万円

3 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂

50万円

4 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷

100万円

※1 支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金倍額払特約、搭乗者傷害(入通院／一時金)倍額払特約もあります。

※2 治療日数が5日以上の場合の支払保険金の額が一律10万円となる傷害一時金(1万円・10万円)特約もあります。また、支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約もあります。

P8の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。



保険金をお支払いできない主な
場合等(パンフレット別冊)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>



搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

任意セット

死亡・後遺障害を被った場合に、ご契約金額に応じた保険金を定額でお支払いします。

ご契約のオートバイの事故により、被保険者^(注)が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。
(注)被保険者は、ご契約のオートバイの正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方をいいます。



自損傷害特約

人身傷害保険をセットしないご契約にご希望によりセット可能です。
無保険車傷害特約とあわせてセットしていただきます。

任意セット

相手のいない単独事故等で死傷した場合の補償です。

ガードレールとの衝突や、崖からの転落などのご契約のオートバイの単独事故等により、ご契約のオートバイに乗車中の方またはご契約のオートバイの所有者・運転者が死傷した場合で、自賠責保険等で補償されないときに、保険金をお支払いします。



無保険車傷害特約

人身傷害保険をセットしないご契約にご希望によりセット可能です。
自損傷害特約とあわせてセットしていただきます。

任意セット

無保険車との事故により死亡・後遺障害を被った場合の補償です。

賠償能力が十分でない無保険車との事故により、被保険者^{(注1)(注2)}が死亡または後遺障害を被った場合に、被保険者1名につき一律2億円を限度に保険金をお支払いします。

(注1) 記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者およびそのご家族の方、ご契約のオートバイに乗車中の方となります。記名被保険者およびそのご家族の方は、歩行中・自転車乗車中などの無保険車との自動車事故やご契約のオートバイ以外の自動車に乗車中の無保険車との自動車事故も、補償の対象となります。

(注2) 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のオートバイに乗車中の方のみが被保険者となります。記名被保険者が法人で指定運転者(P16参照)を設定した場合は、「記名被保険者」を「指定運転者」と読み替えて適用します。



入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

人身傷害保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払いします。

人身傷害対象事故¹²に伴い、事故後の生活を支えるために必要な次の¹²の費用保険金をお支払いします。

1 入院時人身傷害諸費用保険金

費用の種類	支払限度額
①ホームヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
②介護ヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
③ベビーシッター雇入費用	③・④を合計して
④保育施設預け入れ費用	1日あたり2万円
⑤ペットシッター雇入費用	⑤・⑥を合計して
⑥ペット専用施設預け入れ費用	1日あたり2万円
⑦差額ベッド費用	1日あたり2万円
⑧転院移送費用	転院1回分 かつ100万円

※ペットは、犬または猫に限ります。

2 後遺障害時人身傷害諸費用保険金

保険金の種類	支払保険金の額
リハビリテーション 訓練等保険金	支払対象期間 ¹³ 中の訓練 期間1か月につき、定額で 5万円
福祉機器等取得 費用保険金	支払対象期間中に負担した 福祉機器等の取得費用の実額 (1事故、被保険者1名につき 500万円限度)

下記の¹²および¹³複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。



傷害一時金特約^(注)、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約をセットするお客さまへ

交通事故特約をセットする場合は、交通事故特約の支払対象事故についても傷害一時金特約^(注)、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約のお支払いの対象となります。
(注) 傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約を含みます。

複数のご契約があるお客さまへ

交通事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、この特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。

※複数あるご契約のうち、この特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

①交通事故特約(人身傷害保険)は、1つのご契約のみにセットしていれば、「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」等やご家族も補償の対象となります。

②次の特約は、交通事故特約がセットされていると、「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」等やご家族も補償の対象となります。2台目以降のお車に交通事故特約をセットしないことによって、補償の重複をなくすることができます。

●傷害一時金特約 ●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 等



用語の
ご説明

9 ご家族

記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。

10 配偶者

婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

11 治療日数

医師の治療のために病院もしくは診療所に入院・通院した実治療日数をいいます。

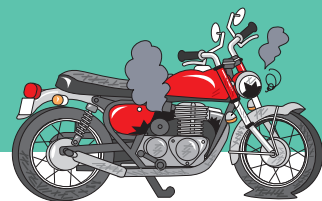
12 人身傷害対象事故

人身傷害保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

13 支払対象期間

後遺障害の症状固定日の属する月を含め36か月以内、かつ、後遺障害の症状が固定してから最初に取り組んだリハビリテーション訓練等を開始した月または最初に福祉機器等取得した月を含め24か月以内の期間をいいます。

オートバイの補償



車両保険

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

任意セット

事故によりご契約のオートバイが壊れた場合の補償です。

ご契約のオートバイが衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額(ご契約金額)^(注1)を限度に保険金をお支払いします。車両保険は、「一般補償」「10補償限定^(注3)」「7補償限定^(注3)」の3つのご契約タイプからお選びいただけます。車両保険では免責金額を設定していただけます。

(注1)車両保険金額は市場販売価格相当額^(注16)を参考にお決めください。

POINT

10補償限定・7補償限定ではご契約のオートバイがスリップ転倒したときの事故は補償されません。

スピードの出しすぎによるガードレールとの衝突や、雨天時のスリップなどの単独事故は、補償されないため万が一の事故にしっかり備えて、一般補償でのご契約をおすすめします。



※事故によるご契約のオートバイの窓ガラス破損による損害は10補償限定および7補償限定でも補償されます。

○ 補償します
× 補償できません

補償する事故 (主な事故例)	① ご契約のオートバイ以外の自動車との衝突・接触 ^(注2)	② 乗用具との衝突・接触	③ 歩行者・動物 ^(注4) との衝突・接触	④ 火災・爆発	⑤ 盗難	⑥ 騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ^{じょう}
ご契約タイプ						
一般補償	○	○	○	○	×	○
10補償限定 ^(注3)	○	○	○	○	×	○
7補償限定 ^(注3)	×	×	×	○	×	○

補償する事故 (主な事故例)	⑦ 台風・竜巻・洪水・高潮	⑧ 落書、いたずら ^(注5) 、窓ガラス破損	⑨ 飛来中または落下中の他物との衝突	⑩ その他の偶発的な事故 ^(注5) (①～⑨および⑪～⑬に該当する事故を除きます)	⑪ 電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触	⑫ 墜落・転覆	⑬ 地震・噴火・津波
ご契約タイプ							
一般補償	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定 ^(注3)	○	○	○	○	×	×	×
7補償限定 ^(注3)	○	○	○	○	×	×	×

(注2)「運転者または所有者が確認できない自動車(あて逃げ等の場合)」や「ご契約のオートバイの所有者が所有する別のオートバイまたは自動車」を含みます。

(注3)ご契約のオートバイが二輪自動車の場合にセットできますが、原動機付自転車の場合にはセットできません。

(注4)鳥類など飛来中の動物との衝突は「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

(注5)「いたずらの損害」には、「ご契約のオートバイの運行によって発生した損害」および「ご契約のオートバイと他の自動車(オートバイ・原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって発生した損害」を含みません。

⚠ 故障による損害(バッテリー上がりを含みます)、タイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災による損害を除きます)やご契約のオートバイに定着されていない付属品のみの損害(火災による損害を除きます)は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



用語のご説明

9

14 10補償限定

車両保険「10補償限定」特約をセットしたご契約タイプをいいます。

15 7補償限定

車両保険「7補償限定」特約をセットしたご契約タイプをいいます。この特約は、車両保険をセットしたご契約(車両保険の免責金額が5万円または7万円の場合に限ります)にご希望によりセット可能です。ただし、車両保険「10補償限定」特約がセットされたご契約は対象となりません。



保険金をお支払いできない主な
場合等(パンフレット別冊)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>



車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされる特約

自動セット



車両保険無過失事故特約

車両保険「7補償限定」特約をセットしたご契約には、セットできません。

次の①～③のいずれかの条件に該当する場合に、次契約の等級・事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故 **17** として取り扱い、車両保険金をお支払いします。ただし、①または②に該当する場合は、「相手自動車(所有者がご契約のオートバイの所有者と異なる自動車)」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限りです。

①ご契約のオートバイと相手自動車との衝突・接触事故で、その事故が次の(a)～(d)のいずれかに該当し、かつ、客観的事実に照らしてご契約のオートバイを使用または管理していた方に過失がなかったことが認められる場合

(a) 相手自動車に 追突された事故	(b) 相手自動車のセンターライン オーバーによる事故	(c) 相手自動車の赤信号無視に よる事故	(d) 駐停車中に相手自動車に 衝突・接触された事故

②上記①以外のご契約のオートバイと相手自動車との衝突・接触事故で、当社がその事故状況を調査した結果、ご契約のオートバイを使用または管理していた方に過失がなかったと認められる場合

③不正アクセス(ハッキング等)やご契約のオートバイの欠陥等に起因して、他物との衝突・接触事故やご契約のオートバイの転覆・墜落事故が発生し、ご契約のオートバイの所有者および運転者に過失がなかったことが確定した場合または判例等に照らして認められる場合

車両価額協定保険特約が自動的にセットされます。詳しくは、「パンフレット別冊」をご参照ください。

※車両価額協定保険特約の不適用に関する特約、リースカー車両費用特約、車両「帳簿価格」協定保険特約をセットしたご契約には適用されません。



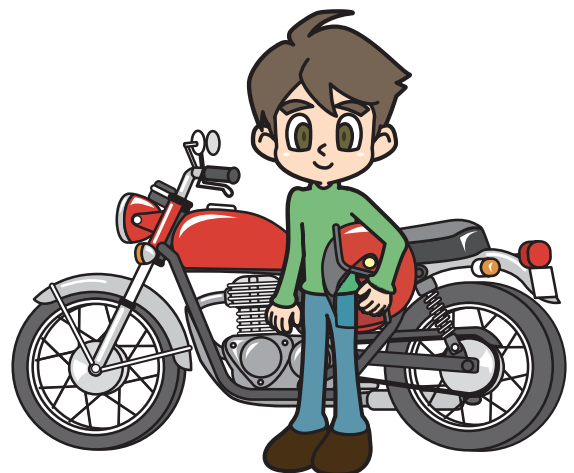
全損時諸費用特約

車両保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。ただし、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約、リースカー車両費用特約をセットした場合は対象となりません。

任意セット

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に備えられます。

ご契約のオートバイが車両事故 **18** により全損となった場合で、車両保険の保険金がお支払われるときに、車両保険金額の10%(下限10万円、上限20万円)をお支払いします(支払保険金の額が「2倍」となる全損時諸費用倍額払特約もあります)。



16 市場販売価格相当額

ご契約のオートバイと同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度のオートバイの市場販売価格相当額のこと、当社が別に定める方法に従って客観的資料により算出した価格をいいます。

17 ノーカウント事故

この保険契約の次契約に適用する等級・事故有係数適用期間(P17参照)の決定にあたり、当社が事故件数として数えない取扱いとしている事故をいいます。

18 車両事故

車両保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

クルマのトラブルサポート



ご契約のオートバイが事故または故障・トラブルにより自力走行不能 **19** となった場合に、24時間365日現場にご契約のオートバイが自力走行不能となり修理工場等に搬送された場合や盗難された場合等に必要となる

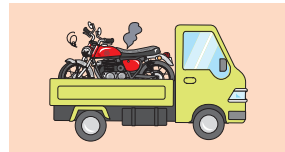
①搬送等 レッカー現場急行サポート

現場から修理工場等までの搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行い、これらの作業に必要な費用を限度額無制限にお支払いします^{(注1)(注2)}。

(注1) 原則として最短経路での搬送に要した費用に限り、寄り道等した場合の費用は対象外となります。

(注2) お客さまご自身で業者を手配された場合は、ロードサービス費用特約の運搬費用保険金での補償となります(1回の事故等につき15万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または15万円のいずれか高い金額)限度で補償します)。

- ※1 スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き出しは対象となりません。
- ※2 ロードアシスタンスサービスのレッカー現場急行サポートが利用できる場合は、ロードサービス費用特約に優先してレッカー現場急行サポートをご提供します。
- ※3 ロードサービス費用特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできる場合は、ロードサービス費用特約からお支払いし、車両保険に定める運搬費用はお支払いしません。
- ※4 電欠等によって自力走行不能となった地から充電施設等までの搬送等にかかる費用もお支払いします。



当社への事前連絡で
費用無制限^{(注1)(注2)}

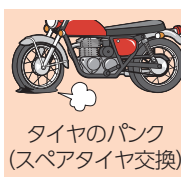
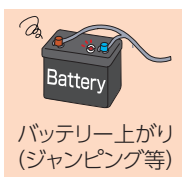
【初期対応コンシェルジュサービス】

レッカー現場急行サポートをご利用いただいた場合に、ご希望により、以下のサービスを提供します。

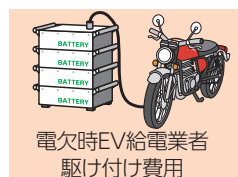
- 移動・宿泊“安心”サポート(現場最寄りの公共交通機関、タクシー会社、宿泊施設のご案内) ●修理工場のご紹介
 - 夜間休日医療機関情報のご提供 ●ご家族への伝言
- ※地域等によっては、ご案内できない場合があります。

②応急作業 クイック修理サービス

1 現場で30分以内の応急作業を無料で行います。なお、ガス欠の場合のサービスのご提供は、**保険期間(ご契約期間)中1回^(注1)のみ無料**となります。



2 ご契約のオートバイ(電動バイク)が電欠となった場合に、給電業者による作業に必要な費用をお支払いします。



1回につき
5万円限度^(注3)

(注1) 保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに、1回のご利用が無料となります。ただし、ノンフリート多数割引(P19参照)適用契約は回数の制限がありません。

(注2) 外出先でガス欠になった場合、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料でお届けします。ただし、自宅駐車場または同等と判断できる場所でのガス欠の場合、燃料代は有料となります。

(注3) 必要かつ妥当な費用に限り、給電した電力量に応じて発生する充電料金はお客さまの自己負担となります。

お客さまがJAF会員の場合 上記①に記載の「クイック修理サービス」をご利用のお客さまがJAF会員の場合、JAFを優先手配します。

ご利用条件を満たし、当社「クイック修理サービス」の範囲を超え、有料となる費用が発生した場合は、保険期間中1回^(注4)に限り4,000円を限度に費用が無料となります。

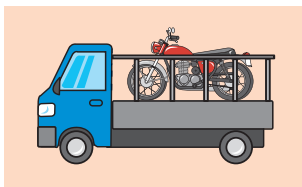
【ご利用条件】あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターにご連絡をいただき、MS&ADグランアシスタンス(株)がJAFに手配を行っていること 等

(注4) 保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに1回となります。

※搬送等レッカー現場急行サポートをご利用された場合は対象となりません。

③修理後の搬送費用

ご契約のオートバイの修理完了後、ご自宅やご契約のオートバイの保管場所等に搬送するために実際に負担した費用をお支払いします。



③と④の保険金を合計して
1回の事故等につき

15万円限度
(修理後搬送費用保険金)

④修理後の引取費用

ご契約のオートバイの修理完了後、ご契約のオートバイを引き取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします。



③と④の保険金を合計して
1回の事故等につき

15万円限度
(修理後引取費用保険金)



※ロードサービス費用特約とサービスのご説明
です(任意セット)。



ロードアシスタンスサービスのご利用の際は、
当社への事前連絡が必要です。



保険金をお支払いできない主な
場合等(パンフレット別冊)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>



駆けつけ、①搬送等や②応急作業を行います(ロードアシスタンスサービス)。

下記③・④の費用はロードサービス費用特約で補償します。



事故または故障・トラブルのときは、必ず事前に下記へご連絡ください!

●お電話であいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター(0120-024-024)にご連絡ください(裏表紙参照)。

●LINEでもロードアシスタンスサービスをご利用いただけます。

STEP1

下記のQRコード(注)からあいおい
ニッセイ同和損保ロードサービスを
友だち追加してください。

LINEの友だち
追加はこちら!



STEP2

「ロードサービス依頼」をタップし、質問
に沿って回答を選択してください。
受付後、出動業者を手配のうえオペ
レータまたは出動業者から電話でご連
絡します。



(注) QRコードは(株)デンソー
ウェブの登録商標です。

※1 本サービスは、電話機能および
LINEアプリをご利用いただ
けるスマートフォン端末のみ、
ご利用いただけます。

※2 LINEおよびLINEロゴは、LINE
ヤフー株式会社の商標または
登録商標です。

耳や言葉の不自由なお客さまも、Web
機能や「手話・筆談通訳サービス」を使って
当社担当者へご連絡いただけます。詳細は
当社ホームページをご参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】

テレビ電話を通じて、お客さまと
オペレータが手話や筆談でやりと
りし、それと同時に当社担当者へ
電話(音声)にて通訳します。



テレビ電話



オペレータ

電話(音声)



当社担当者



- 保険金をお支払いする際には、各費用を負担したときの領収書等が必要になる場合があります。
- ご契約のお車の走行不能の発生原因が、燃料切れ(電欠等を除きます)等の場合は、ロードサービス費用特約のお支払いの対象となりません。
- ロードアシスタンスサービスの対象となるオートバイは、保険証券・保険契約継続証に記載されたご契約のオートバイとなります。
※包括契約、共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象となりません。また、「ファミリーバイク(人身傷害型)特約」・「ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約」対象の原動機付自転車、「他車運転(二輪・原付)特約」対象のオートバイ等、ご契約のオートバイ以外のオートバイは対象となりません。
- ロードアシスタンスサービスをご利用いただける方は、ご契約のオートバイに乗車中の方(一時的にご契約のオートバイから離れていた場合であっても、事故または故障・トラブルの前後の状況から乗車していたとみなされる方を含みます)となります。ご契約のオートバイの使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のオートバイに乗車中の方はご利用いただけません。
- 出動業者の現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ロードアシスタンスサービスは、当社の提携会社であるMS&ADグランアシスタンス(株)がご提供します。必ず、事前にあいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターにご連絡ください。
- ロードアシスタンスサービス(レッカー現場急行サポート(初期対応コンシェルジュサービス)・クイック修理サービス)はロードサービス費用特約をセットした場合にご利用いただけます。ロードサービス費用特約のセットを希望されない場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。ただし、その場合はロードアシスタンスサービスをご提供しません(有料による出動業者への取次ぎも行いません)。
- インターネットで検索したレッカー業者に依頼した結果、法外な費用が請求されるケースが発生しています。搬送等が必要な場合は、必ずあいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターへ事前にご連絡いただくか、代理店・扱者にご相談いただくよう、運転されるご家族の方等にもお伝えください。
- あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターへ事前にご連絡いただいていない場合、ロードアシスタンスサービスの対象となりません。なお、お客さまご自身で手配された搬送等の費用は、ロードサービス費用特約の対象となる場合がありますが、限度額の範囲内であっても、必要かつ妥当な費用に限りです。

インターネットで依頼したロードアシスタンスサービスのトラブルにご注意!



【トラブルの例】

- ・サイトや広告とは異なる費用や事前説明のない費用を請求された
- ・ロードサービス業者から「全額損害保険会社に請求できる」と虚偽の説明をされ、自己負担が発生した

トラブルにあわないためにも、搬送等が必要な場合は、
必ず、事前にあいおいニッセイ同和損保あんしんサポート
センター等へご連絡ください!



サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券・保険契約継続証と共にお送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします)。



用語の
ご説明

19 自力走行不能

法令により走行が禁じられている状態、またはご契約のオートバイに収納されたヘルメット
が取り出せないことにより運転をしてはならない状態を含みます。

その他の補償等



他車運転(二輪・原付)特約

記名被保険者が個人の場合、または法人で指定運転者を設定した場合で、ご契約のオートバイが自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合に自動的にセットされます(営業用二輪自動車にはセットされません)。

自動セット

借りたオートバイでの事故をご自身の保険で補償します。

記名被保険者またはそのご家族の方が、用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である他人のオートバイを臨時に借用して運転しているとき(駐車または停車中を除きます)に起こした事故について、他人のオートバイをご契約のオートバイとみなして、ご契約のオートバイの契約条件に従い、保険金(対人賠償・対物賠償・人身傷害・自損傷害・無保険車傷害)をお支払いします^(注)。

(注) 運転者年令条件を設定した場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。

※指定運転者(P16参照)が設定されているご契約は、「記名被保険者」を「指定運転者」と読み替えて適用します。



臨時代替自動車特約

自動セット

整備・修理・点検等の間に臨時で借りた自動車での事故をご自身の保険で補償します。

ご契約のオートバイが整備・修理・点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、記名被保険者が臨時に借用した自動車^(注1)を使用しているときの事故について、臨時に借用した自動車^(注1)をご契約のオートバイとみなして、ご契約のオートバイの契約条件に従い、保険金(対人賠償・対物賠償・人身傷害・自損傷害・無保険車傷害・車両)をお支払いします^(注2)。

(注1) 記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子およびこれらの方の役員・使用人が所有(所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます)する自動車を除きます。

(注2) 運転者年令条件を設定した場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。



弁護士費用に関する特約

任意セット

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払いします。

被保険者が自動車事故や日常生活事故^(注1)によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合、または自動車事故によって被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における弁護士・損害賠償請求等費用(300万円限度^(注2)、法律相談費用(10万円限度)について、保険金をお支払いします。

特約名	補償する事故	自動車事故	日常生活事故 ^(注1)	
			自転車事故	自転車事故以外
弁護士費用(自動車事故型)特約		○	×	×
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ^(注3)		○	○	○
弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 ^{(注3)(注4)}		○	○	×

○ 補償します
× 補償できません

(注1) 日常生活事故とは、「歩行中、自転車に追突されケガをしたしまった場合」など、自動車事故以外の、日本国内で発生した偶然な事故をいいます。

(注2) 弁護士・損害賠償請求等費用の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。

(注3) 記名被保険者が個人の場合にご希望によりセット可能です。

(注4) 自転車賠償特約をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。ただし、レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

POINT 保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払いします。

自動車事故	日常生活事故
追突された! 相手は全く賠償してくれない様子がない 相手の車がセンターラインを越えてきて衝突! こちらは全く非がないのに相手が弁護士を通して賠償請求してきた 等	歩行中、自転車に衝突されケガをしてしまった 上階からの水漏れが原因で家具が汚れてしまった 等

⚠ 弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要です。あらかじめ当社へご連絡ください。 下記の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

複数のご契約があるお客さまへ

次の特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。**
※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、**補償がなくなることがありますのでご注意ください。**

- 弁護士費用(自動車事故型)特約^{(注1)(注2)} / 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約^(注1) / 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約^(注1)
- 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 / 自転車賠償特約
- ファミリーバイク(人身傷害型)特約 / ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

(注1) 記名被保険者が個人の場合に限ります。また、これらの特約では、特約をセットしないご契約のオートバイを「友人・知人等」が運転する場合、「友人・知人等」は補償できません。

(注2) 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のオートバイに乗車中の方、ご契約のオートバイ(ご契約のオートバイの積載物を含みます)のみが補償対象となりますので、自動車ごとに特約をセットしていただく必要があります。

上記以外にもさまざまな補償をご用意しています。詳細は、「パンフレット別冊」をご参照ください。



保険金をお支払いできない主な
場合等(「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>



日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約／自転車賠償特約

記名被保険者が個人の場合にご希望によりセット可能です。
ただし、レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

任意セット

日常生活の賠償事故を補償します。

①日本国内外において発生した日常生活における偶然な事故により、被保険者が他人を死傷させたり他人の財物(受託物を除きます)を損壊させたこと、または日本国内で被保険者が電車等を運行不能にさせたこと、②日本国内外において発生した偶然な事故により、被保険者が日本国内で受託した受託物の損壊、紛失または盗取等について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。

特約名	日常生活における偶然な事故	
	自転車乗車中の事故	自転車乗車中の事故以外
日常生活賠償特約(受託物賠償追加型)	○	○
自転車賠償特約	○(注)	×

○ 補償します
× 補償できません

(注) 日本国内で発生した偶然な事故に限定します。



- 日本国内での事故に対しては、支払限度額がありません(保険金額は無制限です)。日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約における日本国外での事故に対しては、3億円が支払限度額となります。
- 受託物の損害に対しては、1個または1組につき100万円が支払限度額となります。
- 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約において、日本国外での事故については示談交渉を行いません。

POINT 1 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約では、次のような日常生活にひそむ賠償リスクを補償します。

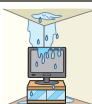
自転車に乗っていて歩行者にぶつかりケガをさせてしまった!



飼い犬が近所の子どもに噛みついた!



水漏れを起こし階下のお宅の家具を汚してしまった!



友人から数日間借りているカメラを使用中に誤って落として壊してしまった!



POINT 2 日本国内で発生した事故について、相手の方との示談交渉は、当社が行いますのでご安心ください。



相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合などには、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。なお、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じて被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

P13の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。



車内外身の回り品特約

任意セット

大切な身の回り品の損害を補償します。

ご契約のオートバイで外出中またはご契約のオートバイの日常保管中(注)に、偶然な事故によって発生した個人所有の身の回り品の損害に対して、1事故につき30万円を限度に保険金をお支払いします。

(注) 運転者年令条件を設定した場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。

※「身の回り品に含まれない物」は「パンフレット別冊」をご参照ください。



ファミリーバイクに関する特約

記名被保険者が個人の場合にご希望によりセット可能です。
ただし、レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

任意セット

原動機付自転車の事故を補償します。

被保険者(記名被保険者またはそのご家族の方)が、原動機付自転車(注1)(借用したものを含みます)で起こした事故について、原動機付自転車(注1)をご契約のオートバイとみなして、ご契約のオートバイの契約条件に従い保険金をお支払いします(注2)。

○ 補償します × 補償できません

特約名	適用される補償	相手への賠償(対人)	相手への賠償(対物)	おケガの補償		
				相手がある事故 [交差点での 衝突事故など]	相手のいない 単独事故 (自損事故)	無保険車との 衝突事故
ファミリーバイク (人身傷害型)特約		○	○	○	○	○
ファミリーバイク (自損・無保険車傷害型)特約				×	○	○

(注1) 総排気量125c.c.以下または定格出力1.00キロワット以下の二輪自動車および総排気量50c.c.以下または定格出力0.60キロワット以下の三輪以上の自動車(「側車付二輪自動車」を含みます)をいいます。

(注2) 運転者年令条件を設定している場合であっても、被保険者が原動機付自転車を使用中に起こした事故等は補償の対象となります。

※保険金のお支払い対象となる特約の詳細は、「パンフレット別冊」をご参照ください。

P13の **複数のご契約があるお客さまへ** もご確認ください。

ご契約内容の変更手続きや継続契約の手続きをうっかりお忘れになった場合に備え、次のサポート機能をご用意しています。

■ご契約のオートバイの入替自動補償特約

自動セット

保険契約締結日^(注1)以降に、新たにオートバイを取得し、廃車・譲渡・リース業者へ返還したご契約のオートバイと入替をする場合で、所定の条件を満たすときは、新たなオートバイの取得日の翌日から起算して「30日以内」に入替手続きを行っていただくことにより、取得日から車両入替の承認をするまでの期間について、新たなオートバイをご契約のオートバイとみなして補償します^(注2)（取得日以降の期間に対する追加保険料の払込みが条件です）。

（注1）継続手続特約または継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。

（注2）車両保険については、新たなオートバイを取得した時および場所における新たなオートバイの価額を車両保険金額とします。

※ご契約のオートバイが二輪自動車の場合は二輪自動車への入替、原動機付自転車の場合は原動機付自転車への入替に限りします。



入替手続きが、新たなオートバイの取得日の翌日から起算して「31日目以後」の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償保険、対人臨時費用特約、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみがお支払い対象となります（入替手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません）。

■運転者年令条件特約

任意セット

運転者年令条件を変更しなければならない以下のいずれかの場合に、その手続きをお忘れになっても、その事実発生日の翌日から起算して「30日以内」に契約内容変更の手続きを行っていただくことにより、変更後の補償内容を適用します（追加保険料の払込みがない間は適用しません）。

- ・保険契約締結日^(注1)以降に、記名被保険者、記名被保険者の配偶者^(注2)、記名被保険者またはその配偶者^(注2)の同居の親族が新たに運転免許証または仮運転免許証を取得した場合
- ・ご契約のお車が特定小型原動機付自転車^(注3)の場合で、保険契約締結日^(注1)以降に、記名被保険者、記名被保険者の配偶者^(注2)、記名被保険者またはその配偶者^(注2)の同居の親族が運転資格を有するようになった場合
- ・保険契約締結日^(注1)以降に、新たに記名被保険者の配偶者^(注2)、記名被保険者またはその配偶者^(注2)の同居の親族に該当した場合

（注1）継続手続特約または継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。

（注2）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方は含みませんので、ご注意ください。

（注3）特定小型原動機付自転車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（定義）第1項第10号ロに定める原動機付自転車をいいます。



契約内容変更の手続きが、事実発生日の翌日から起算して「31日目以後」の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償保険、対人臨時費用特約、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみがお支払い対象となります（契約内容変更の手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません）。

■継続手続特約

任意セット

満期時における継続契約の手続きをお忘れになった場合（お客さまと連絡が取れない場合等）に、自動的に継続し、保険料の口座振替等を行います^(注1)。満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡^(注2)を行ったり、お客さまから継続しない旨の申出があった場合は自動的に継続しません。

（注1）所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。

（注2）過去の事故の発生状況により契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。



- 口座振替等のキャッシュレスで契約していただく場合に限りセットできます。ただし、ノンフリート多数割引（P19参照）が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
- 代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。

■継続手続忘れサポート特約

自動セット

継続契約の手続きをお忘れになった場合でも、継続前のご契約の満期日の翌日から起算して「30日以内」に手続きを行っていただき、所定の条件を満たすときは、継続前のご契約と同一の補償内容で継続したものとみなします。

※1 継続手続特約により継続契約が締結された場合は、この特約を適用しません。

※2 この特約は、2回連続して適用することはできません。

クルマの安心サポート

自動セット

■健康・医療・介護ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供／介護のご相談）

■クルマのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）

クルマの安心サポート

良い サービス コール
0120-4132-56 無料

*おかけ間違いにご注意ください。

*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または記名被保険者の**お名前**、**ご加入の保険商品名**の他、**証券番号**またはサービスガイドに掲載された**サービスご利用番号（4桁）**が必要になります。



●クルマの安心サポートをご利用いただける方は、保険契約者または記名被保険者となります。保険契約者または記名被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。

※包括契約、共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象となりません。

●保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

●サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

●クルマの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

●クルマの安心サポートは、当社が委託している提携サービス会社をご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券・保険契約継続証と共にお送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください（Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認ください）。

運転する方等によって保険料が異なります。
ご契約にあたり、下記の事項についてご確認ください。

1 記名被保険者について

(1) 記名被保険者をご確認ください。

記名被保険者は、「対人賠償保険・対物賠償保険等の被保険者（補償の対象となる方）の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年令別料率区分」等を決めるための重要な事項です。

ご契約のオートバイを「主に使用される方」^(注)等から1名（法人が使用される場合は1法人）を設定してください。

（注）ご契約のオートバイを「主に使用される方」とは、次のいずれかの方をいいます。

①主たる運転者（運転頻度の高い方） ②「ご契約のオートバイの所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のオートバイを自由に支配・使用している方

(2) 記名被保険者の生年月日をご確認ください。 記名被保険者が個人で、ご契約のオートバイが二輪自動車の場合

運転者年令条件を「26才以上補償」でご契約の場合は、始期日時点での記名被保険者の年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」の保険料を適用します。

「記名被保険者年令別料率区分」は、保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。

【記名被保険者年令別料率区分】

29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～64才	65～69才	70～74才	75～79才	80才以上
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

※1 記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点での年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」の保険料を適用します。

※2 保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険年度ごとに、始期日の応当日時点での記名被保険者の年令に応じて、「記名被保険者年令別料率区分」を適用します。

2 指定運転者の設定について

指定運転者についてご確認ください。 記名被保険者が法人の場合

記名被保険者が法人の場合、法人の代表権を有する方1名を「指定運転者」として設定することにより、指定運転者とそのご家族^(注1)の方が他の自動車を運転中、他の自動車に乗車中または歩行中・自転車乗車中の場合等、下表の各特約に基づき補償を受けることが可能となります。補償内容の詳細につきましては、各特約をご覧ください。

適用される特約	
交通事故特約 ^(注2)	（注1）ご家族とは、指定運転者の配偶者、指定運転者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）をいいます。
無保険車傷害特約 ^(注3)	（注2）人身傷害保険がセットされているご契約に限りします。
他車運転（二輪・原付）特約 ^(注4)	（注3）無保険車傷害特約がセットされているご契約に限りします。
	（注4）ご契約のオートバイが二輪自動車の場合は、「自家用」である場合に限りします。

複数のご契約があるお客さまへ

1つのご契約のみに指定運転者を設定していれば、指定運転者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他の自動車に乗車中等の自動車事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約に同一の指定運転者を設定したときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがあります**ので、ご契約に際してはご確認ください。

※複数あるご契約のうち、指定運転者を1つのご契約のみに設定している場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、**補償がなくなることがあります**のでご注意ください。

3 補償される運転者の範囲について

運転者年令条件を設定することによって保険料が安くなります。ただし、運転者年令条件を満たさない場合の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

運転者の年令をご確認ください。

下記「運転者年令条件が適用される方」の中で、ご契約のオートバイを運転する可能性のある最も若い方の年令にあわせて「運転者年令条件」を決めていただきます（原動機付自転車の場合、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかのみ設定できます）。

○ 補償します × 補償できません

記名被保険者	運転者年令条件が適用される方	運転者の年令 運転者年令条件の区分	20才以下	21～25才	26才以上
個人	①ご本人（記名被保険者）	年令を問わず補償	○	○	○
	②記名被保険者の配偶者				
	③①または②の同居の親族（注）				
	④①～③の方が営む事業の業務（家事を除きます）に従事中の従業員の方				
法人	すべての方	21才以上補償	×	○	○
		26才以上補償	×	×	○

（注）同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「3親等内の姻族」をいいます。

保険料決定の仕組み

保険料決定の仕組み

自動車保険の保険料は、補償内容や運転者の条件などの他、次の要素から構成されています。

ご契約ごとの事故の有無などによって決定される要素

① 等級別割引・割増制度

ご契約ごとに前契約での事故の有無などによって決定された等級・事故有係数適用期間に応じて、保険料が変動します。

17 ページ

契約条件によって決定される要素

② 各種割引制度

各種割引の適用の有無に応じて保険料が変動します。

19 ページ

① 等級別割引・割増制度

ノンフリート契約では、1～20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。

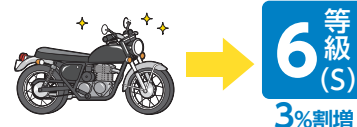
この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・区分・件数および事故有係数適用期間【20】等により、等級および「無事故」「事故有」の区分を決定します（決定した等級および「無事故」「事故有」別の割増引率をご契約に適用します。ご契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の時は「事故有」の割増引率を適用します）。

※本制度はご契約の始期日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。

(1) 新たに契約する場合の等級・事故有係数適用期間

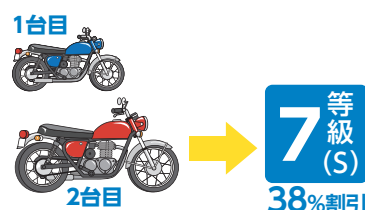
●はじめてのご契約の場合

6等級(S)となり、3%の割増を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。



●既に自家用二輪自動車^(注1)で11等級以上の自動車保険^(注2)（注3）があり（以下、「1台目のご契約」といいます）、2台目以降の自家用二輪自動車^(注1)について新たに契約する場合^(注4)

次の「セカンドカー割引（複数所有新規契約者に対する特則）の適用条件」に記載の条件をすべて満たしているときには7等級(S)となり、38%の割引を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。



セカンドカー割引（複数所有新規契約者に対する特則）の適用条件

2台目以降のご契約の記名被保険者およびご契約の自家用二輪自動車の所有者が個人であり、それぞれ次のいずれかに該当すること

記名被保険者	ご契約の自家用二輪自動車の所有者
●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	●1台目のご契約の自家用二輪自動車の所有者 ●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

（注1）原動機付自転車は含みません。

（注2）当社のご契約で保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

（注3）他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます。

（注4）ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。

(2) 継続して契約する場合の等級・事故有係数適用期間

継続契約（今回継続するご契約）の等級および事故有係数適用期間は【表1】のとおり決定し、【表2】の等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率を適用します。

※計算した結果、6等級の場合は6等級(F)を、7等級の場合は7等級(F)を適用します。



17

用語の
ご説明

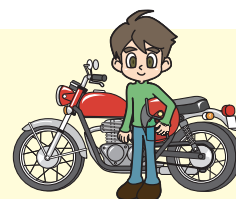
【20】 事故有係数適用期間

「事故有」の割増引率を適用する期間（始期日における残り年数）をいい、0年の場合は「無事故」の割増引率を適用します。

POINT

他の保険会社^(注)からの切り替えでも、
等級・事故有係数適用期間を継承できます。

(注)JA共済および当社の定める他の共済を含みます。



【表1】

前契約(満期を迎えるご契約)における事故		無事故・ノーカウント事故	3等級ダウン事故	1等級ダウン事故
等 級	例	前契約の等級+1		前契約の等級-3×事故件数
		前契約 16等級	継続契約 17等級 [1つ上がります]	(事故1件の場合) 前契約 16等級 継続契約 13等級 [事故1件につき3つ下がります]
事故有係数適用期間	前契約が0年	0年で変わりません		前契約の適用期間(0年)+3×事故件数
		前契約 無事故0年	継続契約 無事故0年 [0年で変わりません]	(事故1件の場合) 前契約 無事故0年 継続契約 事故有3年 [事故1件につき3年加えます]
	前契約が1~6年	前契約の適用期間-1		前契約の適用期間(0年)+1×事故件数
		前契約 事故有3年	継続契約 事故有2年 [1年引きます]	(事故1件の場合) 前契約 無事故0年 継続契約 事故有1年 [事故1件につき1年加えます]
事故有係数適用期間	前契約が1~6年	前契約の適用期間-1		前契約の適用期間-1+(3×事故件数)
		前契約 事故有3年	継続契約 事故有2年 [1年引きます]	(事故1件の場合) 前契約 事故有3年 継続契約 事故有5年 [1年引いた後に事故1件につき3年加えます]
	前契約が1~6年	前契約の適用期間-1		前契約の適用期間-1+(1×事故件数)
		前契約 事故有3年	継続契約 事故有2年 [1年引きます]	(事故1件の場合) 前契約 事故有3年 継続契約 事故有3年 [1年引いた後に事故1件につき1年加えます]

※上記【表1】は前契約の保険期間が1年の場合です。保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

【表2】等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率表

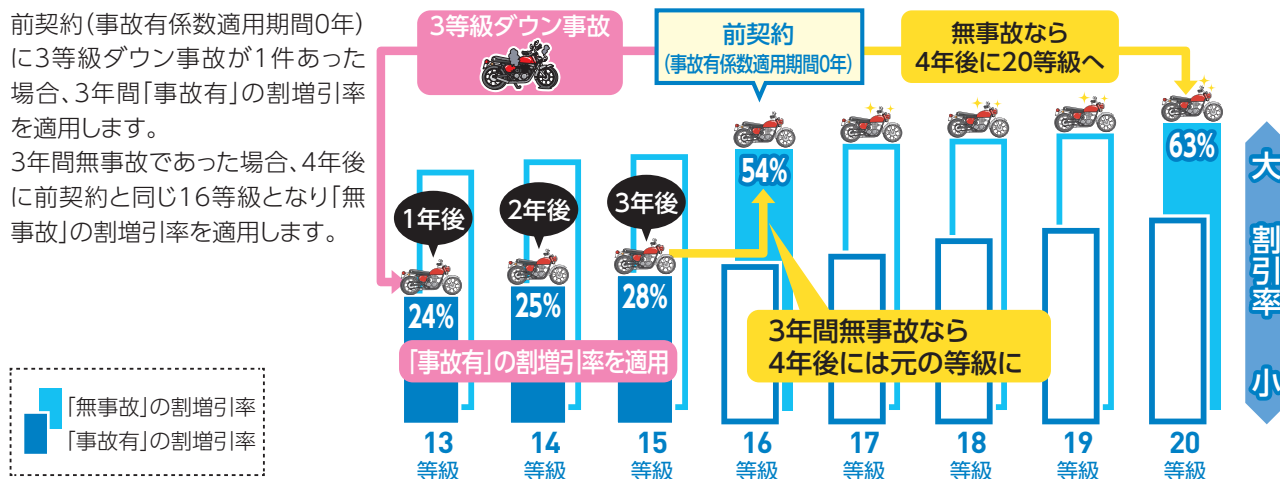
		割 増				割 引															
等 級		1(注)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)	無事故							27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
	事故有	108	63	38	7	2	13	14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

(注) 継続契約に1等級が適用され、かつ、次のいずれも満たす場合、さらに1等級連続事故契約割増(20%割増)を適用します。ただし、レンタカーおよび教習用自動車は除きます。

- ①前契約(満期を迎えるご契約)の等級が1等級であること
- ②前契約の保険期間中に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生していること、または前契約にこの割増を適用していること

3等級ダウン事故発生時のイメージ

前契約(事故有係数適用期間0年)に3等級ダウン事故が1件あった場合、3年間「事故有」の割増引率を適用します。
3年間無事故であった場合、4年後に前契約と同じ16等級となり「無事故」の割増引率を適用します。



保険料決定の仕組み



等級別割引・割増制度の詳細
 (「パンフレット別冊」)はこちら
<https://saponavi.jp/movies/aioi/pdf12>



(3) 等級別割引・割増制度における事故の取扱い

等級別割引・割増制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には、事故内容により次の区分となります。

3等級ダウン事故	下記の1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない事故	
1等級ダウン事故	●火災により車両保険金のみ支払われる事故 ●飛来中または落下中の他物との衝突により車両保険金のみ支払われる事故	
ノーカウント事故	次の補償・特約に係る事故(事故件数に含めません)	等
	●人身傷害保険 ●対人臨時費用特約 ●対歩行者等傷害特約 ●不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約(注) ●心神喪失等による事故の被害者救済費用特約(注) ●交通事故特約 ●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 ●無保険車傷害特約 ●傷害一時金特約 ●傷害一時金倍額払特約 ●傷害一時金(1万円・10万円)特約 ●傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約 ●搭乗者傷害(入院／一時金)特約 ●搭乗者傷害(入院／一時金)倍額払特約	●搭乗者傷害(入院／日数)特約 ●搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 ●ロードサービス費用特約 ●弁護士費用(自動車事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 ●自転車賠償特約 ●日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 ●ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 ●搭乗者傷害事業主費用特約 ●車内外身の回り品特約 ●企業・団体見舞費用特約

(注) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の支払いと同時に対人賠償保険または対物賠償保険に付随する特約の保険金支払いがあった場合もノーカウント事故として取り扱います。

※上記以外の事故内容および本制度に関する注意事項等、詳細は「パンフレット別冊」をご参照ください。



同時に発生した事故の取扱いは以下のとおりです。

- 「3等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」⇒「3等級ダウン事故」
- 「3等級ダウン事故」と「1等級ダウン事故」⇒「3等級ダウン事故」
- 「1等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」⇒「1等級ダウン事故」
- 「ノーカウント事故」と「ノーカウント事故」⇒「ノーカウント事故」

2 各種割引制度

一部の特約には割引が適用されないため、保険料全体に対する割引率とは一致しません。
 割引内容や適用条件等の詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

■ノンフリート多数割引

3・4・6%割引

1保険証券(注1)で2台以上の自動車(注2)をまとめてご契約いただく場合、保険料が割引となります。

(注1) 保険期間が1年を超えるご契約(一時払を除きます)の場合、または「タフ・つながるクルマの保険」および「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」とまとめてご契約いただく場合は、複数の保険証券でのご契約であっても、代理店・扱者、各保険証券の始期日・満期日、保険契約者がすべて同一であるときに、ノンフリート多数割引を適用します。

(注2) オートバイを含みます。

※1 記名被保険者が保険契約者ご自身、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族である必要があります。

※2 ノンフリート多数割引適用契約は、割増なく保険料を分割払で払い込みいただけます。

ご契約台数	ノンフリート多数割引
2台	3%割引
3～5台	4%割引
6台～	6%割引

保険料の払込方法

1 保険料の払込方法

ご契約時の保険料は簡単・便利な「キャッシュレス」での払込みをおすすめします。

		○ 選択できます ✕ 選択できません	
主なキャッシュレスの払込方法	概要	一時払	分割払 ^(注1)
口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。 	○	○
クレジットカード払 (登録方式) ^(注2)	当社が取扱可能なクレジットカードによって払い込む方法です。なお、保険契約者が個人の場合、クレジットカードの名義は、保険契約者本人、保険契約者の配偶者またはその親族名義のクレジットカードに限りします。 	○	○
払込票払 ^(注2)	ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に、当社所定の払込取扱票によって保険料スマホ決済サービス ^(注3) 、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行（郵便局）またはペイジーにて払い込む方法です。 	○	✕
請求書払 ^(注2)	保険契約者が法人で、ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に当社が発行した請求書によって払い込む方法です。 	○	✕

※事故の発生が初回保険料の払込前^(注4)の場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

- (注1) 保険料が一時払に比べて5%増となります。なお、契約条件によって分割払による割増のない保険料大口分割払特約を適用できる場合があります。
- (注2) 代理店・扱者により、取り扱いしていない場合があります。また、保険料の額によってはご利用いただけない場合があります。
- (注3) 保険契約者のスマートフォン・タブレット等でQRコード^(注5)を読み取り、決済方法を選択して手続きを行う決済サービスです。詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- (注4) 保険料払込方法が口座振替の場合は「初回保険料引落とし前」、クレジットカード払（登録方式）の場合は「クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認前」、払込票払・請求書払の場合は「保険料の払込手続前」をいいます。
- (注5) QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

＜ 口座振替の注意事項 ＞

初回保険料の払込期日に口座振替不能となり、払込期日の翌々月末日（払い込まなかったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り）を経過しても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。また、原則として、ご契約を解除しますのでご注意ください。

 保険料一般分割払特約をセットしたご契約で、2か月連続で口座振替不能となった回数が保険期間を通じて2回目以降となる場合には、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求させていただきます。

初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合のお手続き

- 初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合は、ご契約時に「自動車保険申込書」と「ネット口座振替受付サービス」または「口座登録端末^(注)」または「口座振替申込書」にてお手続きください。
- (注) pal-cute等キャッシュカードを利用して口座登録する端末をいいます。
- ご継続の保険料を払い込んでいただく際に口座振替をご利用いただく場合は、「自動車保険申込書」を始期日の属する月の前月末までにご提出いただくようお願いします。

2 団体扱・集団扱のご契約について

保険契約者の勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む「団体扱」や「集団扱」もあります。詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

この払込方法の場合、保険契約者・記名被保険者・車両所有者・ご契約のオートバイが下表に該当することが条件となります。

	団体扱	集団扱
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職した方等	(1) 集団の所属員 (右記のいずれかの方) ①集団の役員・従業員 ②集団の構成員 ③上記②の役員・従業員 ④集団を構成する集団の構成員 ⑤上記④の役員・従業員 (2) 集団自身
記名被保険者・車両所有者 ^(注)	(1) 保険契約者 (2) 保険契約者の配偶者 (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族 (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	(1) 保険契約者またはその構成員 (2) 保険契約者の役員・従業員 (3) 上記(1)・(2)の配偶者 (4) 上記(1)・(2)またはその配偶者の同居の親族 (5) 上記(1)・(2)またはその配偶者の別居の扶養親族
用途車種	自家用二輪自動車、原動機付自転車	二輪自動車、原動機付自転車

(注) 所有権留保条項付売買契約によるオートバイの買主および1年以上を期間とするリース契約により借り入れたオートバイの借主はオートバイの所有者とみなします。

 保険期間の途中で上表の条件を満たさなくなった場合等に、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たにご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他(契約概要のご説明等・事故が起きたら)

契約概要のご説明等

契約概要のご説明

保険契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットする場合)が異なる場合は、記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1.商品の仕組み

「セーフティツーリング(一般総合自動車保険)」は大きく分けて「相手への賠償」、「おケガの補償」、「オートバイの補償」、「その他の補償」等により構成されています。

2.補償内容/セットできる主な特約およびその概要

P5～15、「パンフレット別冊」をご参照ください。なお、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

3.保険金額の設定

保険金額は、補償項目ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。なお、実際に契約していただく保険金額は、保険申込書・継続確認書の「保険金額」欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

4.保険期間および補償の開始・終了時期

- ・保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能です。
- ・補償は始期日の午後4時^(注)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

(注) 保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

5.保険料の決定の仕組み

保険料は、「保険種類」・「ご契約のオートバイの種類」・「補償内容」・「保険金額」等により決定します。お客さまが実際に払込む保険料は、保険申込書・継続確認書等でご確認ください。

6.保険料の払込方法

- ・ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。P20をご参照ください。ただし、ご契約内容によっては選択できない払込方法があります。また、代理店・扱者によっても取り扱っていない場合があります。
- ・また、一時払の場合は、ご契約と同時に現金で払い込むこともできます^(注)。その場合、始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。

(注) 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

7.満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

8.解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申出ください。ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。また、始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 カスタマーセンター

0120-721-101 (無料)

・受付時間 [平日9:00～17:00
(土日・祝日および年末年始は休業させていただきます)]

事故・故障が起こった場合は

ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター

0120-024-024 (無料)

・受付時間 [24時間365日]
・おかけ間違いにご注意ください。
・IP電話からは**0276-90-8850(有料)**におかけください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]

0570-022-808

・受付時間 [平日9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)]
・電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
・携帯電話からも利用できます。
・電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

環境配慮と社会貢献への取り組み

ペーパーレス保険証券・Web約款がおすすめです!

お客さまのスマートフォンやパソコンなどから「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。

ペーパーレス保険証券・Web約款
(eco保険証券)

下記注意事項もご確認ください

紙の使用の削減等、環境保護にもつながります!



外出先でも、
ご契約内容の
確認ができ、

万が一の時も、
安心!



お客さまがペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。



セーフティツーリングなら30点! + ペーパーレス保険証券・Web約款選択でプラス10点



ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

- 「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
 - ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
 - ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券(注)」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキをお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。
 - ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券(注)」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。
- (注) 保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。

事故が起こったら

万が一事故が起こってしまったら、「あわてず」「落ち着いて」下記の対応をお取りください。

STEP1 負傷者の救護措置を行ってください。

負傷者がいる場合は119番に連絡し、消防機関の指示を仰いだうえ、救護措置を優先して行ってください。



STEP2 警察署へ事故の届出を行ってください。

警察署へ事故の届出を行ってください。なお、人身事故の場合は、人身事故であることを必ず警察署へ届出させていただくようお願いします。



STEP3 相手の方・目撃者をご確認ください。

相手の方がいる場合、また目撃者がいる場合は、その方の「住所」「氏名」「電話番号」等の連絡先をご確認ください。



その場での示談はしないでください!

STEP4 ご契約の代理店・扱者または

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターにご連絡ください。

0120-024-024 (無料)

【受付時間】
24時間365日

- IP電話からは0276-90-8850(有料)におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

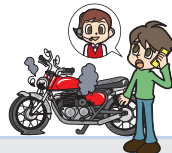
- 1 事故発生後ただちに次の事項をご連絡ください。
(1) 事故発生の日時 (2) 事故発生の場所 (3) 事故の概要



ご連絡がない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

- 2 ご連絡後、次のことが判明した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までお知らせください。

- (1) 事故の状況 (2) 相手の方・目撃者の住所、氏名、電話番号
(3) 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 (4) 自動運行装置の作動状況



保険に関するお問合わせ・ご契約内容の変更の連絡先

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

右のコードから24時間365日利用可能なWebサービス
をご利用いただくか、下記にご連絡ください。

0120-101-101 無料



当社カスタマーセンターは、サポート
センター評価最高峰の国際認定資格^(注)
となる「七つ星」認定を取得しています。
(注) サポート業界で唯一のサポートセ
ンターに特化した国際スタンダード
に基づくセンター認定プログラム

- ・ご住所・オートバイ・年令条件の変更は、当社ホームページ
(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)で24時間受付しております。
- ・お問合わせや変更の内容によっては、代理店・扱者または当社営業店・サービス
センター等にお取次ぎさせていただく場合があります。

事故・故障時のご連絡窓口

【事故・故障が起こった場合は】

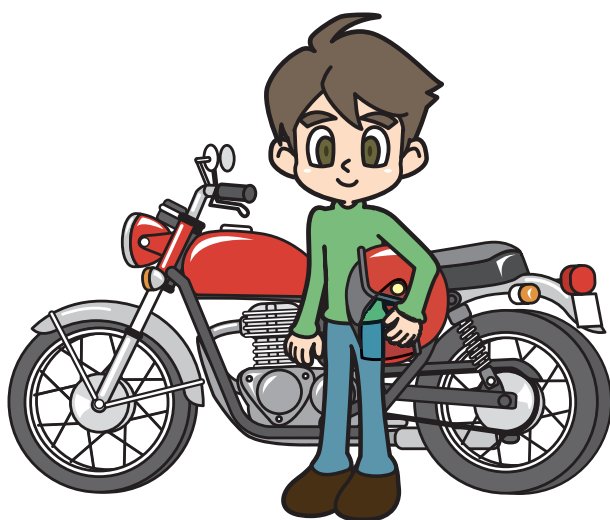
ただちに「ご契約の代理店・扱者または下記に
ご連絡ください。」

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-024-024 無料

【受付時間】
24時間365日

- ・IP電話からは**0276-90-8850(有料)**
におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。



- このパンフレットは「セーフティツーリング（一般総合自動車保険）」の概要を説明したものですので、「パンフレット別冊」もあわせてご覧ください。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料をキャッシュレスで払い込んでいただく団体扱・集団扱契約、口座振替により払込みいただくご契約等は、原則として保険料領収証を発行していません。保険料領収証が必要な場合は、代理店・扱者または当社にお問合わせください。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券・保険契約継続証（ペーパーレス保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内（ID/パスワード）通知」ハガキ）が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約内容や募集状況等の確認のため、ご契約後に当社から連絡をすることがあります。
- 「セーフティツーリング」は二輪自動車・原動機付自転車を保険の対象とした一般総合自動車保険（ノンフリート契約）のプラン名称です。なお、保険証券・保険契約継続証には「一般総合自動車保険」と表示されます。
- 「タフ・つながるクルマの保険」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約（車両運行情報による保険料精算に関する特約用）」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフビズ事業用自動車総合保険」は一般総合自動車保険のペットネームです。
- 「タフビズ事業用自動車総合保険（つながるプラン）」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約（車両運行情報による保険料精算に関する特約用）」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた「タフビズ事業用自動車総合保険」のプラン名称です。
- 「クルマのトラブルサポート」は、「ロードアシスタンスサービスおよびロードサービス費用特約」で構成されています。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。



エコマーク認定自動車保険

この自動車保険は、
・契約者の環境配慮行動の促進（エコカー向け割引の採用、eco保険証券・Web約款選択による環境保護活動への参加）
・事故発生時の環境負荷の軽減（リサイクル部品の利用促進）
などの取組みによりエコマーク認定を受けています。
エコマーク認定番号 第14 147 001号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>





1 はじめに

■この書面は、自動車保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。また、以下の商品をご契約いただく場合は、【補足のご説明】も必ずご確認ください。

- タフ・見守るクルマの保険プラス（ドラレコ型）（注）
- タフ・見守るクルマの保険プラスS（注）
- タフ・見守るクルマの保険プラスS（リンクドライブ）（注）
- タフ・見守るクルマの保険Next（注）
- タフ・つながるクルマの保険
- タフビズ事業用自動車総合保険（ドラレコプラン・プラスSプラン・リンクドライブ・Nextプラン・つながるプラン）
- 事故発生時の通知等に関する特約または「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」がセットされたタフビズ事業用自動車総合保険
- ながらくプラン（注）「タフ・見守るクルマの保険プラス（ドラレコ型）」・「タフ・見守るクルマの保険プラスS」・「タフ・見守るクルマの保険プラスS（リンクドライブ）」をまとめて「タフ・見守るクルマの保険プラス」といいます。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。必要に応じて当社ホームページ（<https://web-yakkan.aioinissaydowa.co.jp/clause/item/list>）に掲載のWeb約款をご覧ください。また、書面の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」を代理店・扱者または当社へご請求ください。

■保険証券（注）および「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」は、ご契約後にお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法（eco保険証券・Web約款）を選択したお客さまは、当社ホームページをご確認ください（書面の保険証券や「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」はお届けしません）。（注）保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」と読み替えます。以下同様とします。

■ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券（eco保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内（ID/パスワード）通知」ハガキ）が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

■ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者のご連絡・訪問することがあります。

■保険契約者と記名被保険者・車両所有者（車両保険をセットする場合）が異なる場合は、記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

■この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項



このマークの項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」に記載しています。

3 商品のご案内

■この書面の対象となる商品は以下のとおりです。

- タフ・クルマの保険
- タフ・つながるクルマの保険（注）
- はじめてのクルマの保険
- タフ・見守るクルマの保険プラス（注）
- タフビズ事業用自動車総合保険
- タフ・見守るクルマの保険Next（注）
- 一般総合自動車保険

（注）特段の記載がある場合を除き、この書面では「タフ・クルマの保険」の記載をご覧ください。

4 この書面の構成

I 契約締結前におけるご確認事項 …P2～5

1. 商品の仕組み
2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲 等
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等
4. 満期返れい金・契約者配当金

II 契約締結時におけるご注意事項 …P6

1. 告知義務（ご契約時にお申しいただく事項）
2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

III 契約締結後におけるご注意事項 …P7

1. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）
2. 継続手続特約
3. 解約と解約返れい金
4. ご契約の中断制度

その他、ご留意いただきたいこと …P8

補足のご説明 …P9～12

5 お問い合わせ窓口

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。
あおいニッセイ同和損保
カスタマーセンター

0120-721-101（無料）

●受付時間 平日9:00～17:00 ●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

事故・故障が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

0120-024-024（無料）

●受付時間 24時間365日 ●おかけ間違いにご注意ください。
●IP電話からは**0276-90-8850**（有料）におかけください。

指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕 **0570-022-808**

●受付時間[平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）] ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。 ●携帯電話からも利用できます。 ●電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>）

本紙で用いる用語のご説明	被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。	親族	「6親等内の血族」、「配偶者」、「3親等内の姻族」をいいます。
	記名被保険者	保険申込書・継続確認書の「記名被保険者」欄に記載の被保険者をいいます。「記名被保険者」欄に記載のない場合は、保険契約者の方が記名被保険者となります。	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。 ※婚姻の届出をしていないときは、同居により夫婦同様の共同生活を営んでいる場合に限りま	自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下・最大積載量0.5トン超2トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
			保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。

本紙で用いるマークのご説明

タフクル

: 「タフ・クルマの保険」

タフビズ

: 「タフビズ事業用自動車総合保険」

一般総合

: 「一般総合自動車保険」

はじめて

: 「はじめてのクルマの保険」

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

保険種類によってセットできる補償や主な特約は以下のとおりです。

	基本となる補償 ^(注1)	主な特約 ●◎: ご契約条件によって自動でセットされる特約 ●○: ご契約条件によってご希望によりセットすることができる特約 ●✕: セットできない特約	タフクル	タフビズ	一般総合	はじめて
相手への賠償 	●対人賠償保険 ●対物賠償保険	●対人臨時費用特約 ●対歩行者等傷害特約	◎	○	○	✕
		●遠隔地被害者臨時費用特約	✕	✕ ^(注2)	✕	✕
		●対物超過修理費用特約	◎	○ ^(注3)	○	◎
		●不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 ●心神喪失等による事故の被害者救済費用特約	◎	◎	◎	◎
おケガの補償 	●人身傷害保険	●交通事故特約 ●傷害一時金特約 ●搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約	○	○	○	✕
		●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約	◎	○ ^(注4)	○	✕
		●人身傷害家族臨時交通費用特約	✕ ^(注5)	✕	✕	✕
		●犯罪被害事故特約	○	✕	✕	✕
		●搭乗者傷害(入院通院／一時金)特約	✕	○	○	✕
お車の補償 	●車両保険	●全損時諸費用特約	◎	○	○	○
		●全損時諸費用倍額払特約	○	○	○	✕
		●車両価額協定保険特約	◎	◎	◎	◎
		●車両保険「10補償限定」特約	○	○	○	○
		●車両保険「7補償限定」特約	✕	○	○	✕
		●車両保険無過失事故特約	◎	◎ ^(注6)	◎	○
		●車対車事故免責ゼロ特約 ●新車特約 ●車両全損時復旧費用特約 ●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約	○	○	✕	○
その他の補償 —	—	●ロードサービス費用特約	◎	○	○	◎
		●代車補償拡張特約	◎ ^(注7)	◎ ^(注7)	✕	✕
		●代車補償対象外特約	○	○	◎	◎
		●他車運転特約／他車運転(二輪・原付)特約 ●臨時代替自動車特約	◎	◎	◎	◎
		●車内外身の回り品特約 ●日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 ●ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 ●弁護士費用(自動車事故型)特約 ●弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約	○	○	○	✕

(注1) 基本となる補償は保険種類により異なります。

- **タフクル**・**はじめて**: 対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険は自動でセットされます。車両保険は任意にセットできます。なお、例外として**タフクル**(「タフ・見守るクルマの保険プラス」「タフ・見守るクルマの保険Next」「タフ・つながるクルマの保険」を除く)で対人賠償保険、対物賠償保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償保険および対物賠償保険のみをご契約いただく場合は、人身傷害保険が自動でセットされません。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- **タフビズ**・**一般総合**: 対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険は任意にセットできます。ただし、対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれか1つを必ずセットしてください(「タフビズ事業用自動車総合保険(ドラレコプラン・プラスSプラン・リンクドライブ・Nextプラン・つながるプラン)」の場合、対人賠償保険は自動でセットされます)。

(注2) 「タフビズ事業用自動車総合保険(ドラレコプラン・プラスSプラン・リンクドライブ・Nextプラン・つながるプラン)」の場合は自動でセットされます。

(注3) 記名被保険者が個人であり、かつ、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車以外で対物賠償保険をセットした場合は自動でセットされます。

(注4) 記名被保険者が個人であり、かつ、ご契約のお車がレンタカー・教習用自動車以外で人身傷害保険をセットしたノンフリート契約の場合は自動でセットされます。

(注5) 「タフ・見守るクルマの保険プラス」「タフ・見守るクルマの保険Next」「タフ・つながるクルマの保険」の場合は自動でセットされます。

(注6) フリート契約の場合はセットできません。(注7) ロードサービス費用特約がセットされない場合や代車補償対象外特約をセットした場合はセットできません。

2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲 等

(1) 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

●基本となる補償の保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
相手への賠償	対人賠償 ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。	・保険契約者、被保険者等の故意によって発生した損害 ・台風、洪水、高潮によって発生した損害 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子等が死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用または管理する財物の損害(ただし、父母または子は、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります) 等
	対物賠償 ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させたり、電車を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。 📖「対物賠償保険の保険金額制限について」参照	
おケガの補償	人身傷害 自動車事故により、被保険者が死傷した場合に、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準および支払保険金の計算方法に基づいて保険金をお支払いします。なお、交通事故特約をセットすることで補償の範囲を拡大することができます。 📖「人身傷害保険における無保険車事故に関する特則」参照	・被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した損害 ・無免許運転、 酒気帯び運転 、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人に発生した損害 等
お車の補償	車両保険 ご契約のお車が事故によって損害を被った場合に、保険金をお支払いします。 なお、ご契約タイプには、補償範囲が広い「一般補償」と補償範囲を一部限定した「10補償限定」「車両保険10補償限定」特約」または「7補償限定」「車両保険7補償限定」特約」をセット)があります(下表参照)。	・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害 ・無免許運転、 酒気帯び運転 、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に発生した損害 ・欠陥・摩滅・腐し・さび・その他自然消耗による損害、故障損害 ・タイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災・盗難による損害は除きます)やご契約のお車に定着されていない付属品のみの損害(火災による損害は除きます) ・法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に発生した損害 等

すべての補償項目において
保険金をお支払いできない
主な場合

- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した損害
- ・ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所(全開走行等、競技または曲技に類する走行を行うことを目的とする場所を含みます)において使用することによって発生した損害

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者はそれぞれの補償ごとに異なります。

【車両保険のご契約タイプと補償範囲】

[○補償します/×補償できません]

補償する 事故 ご契約 タイプ	① ご契約の お車以外の 自動車(注1) との衝突・ 接触	② 乗用具との 衝突・接触	③ 歩行者・ 動物(注2) との衝突・ 接触	④ 火災・ 爆発	⑤ 盗 難 (注3)	⑥ 騒擾、労働 争議に伴う 暴力行為 または 破壊行為	⑦ 台風・ 竜巻・ 洪水・ 高潮	⑧ 落書・ いたずら・ 窓ガラス 破損 (注4)	⑨ 飛来中 または 落下中の 他物との 衝突	⑩ その他の 偶然な事故 (①～⑨ および ⑪～⑬ を除く)	⑪ 電柱・ ガードレール 等の 他物との 衝突・接触	⑫ 墜落・ 転覆	⑬ 地震・ 噴火・ 津波 (注5)
一般補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×
7補償限定	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×

(注1)「運転者または所有者が確認できない自動車(あて逃げ等の場合)」や「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

(注2)鳥類など飛来中の動物との衝突は「⑩飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

(注3)ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車の場合、または車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難による損害は補償できません。

(注4)「いたずらの損害」には、「ご契約のお車の運行によって発生した損害」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって発生した損害」を含みません。

(注5)地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットすることで、地震等保険金をお支払いします(特約の概要については(4)主な特約の概要をご参照ください)。

(2) 保険金額の設定

契約概要

保険金額は、補償項目ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。

実際にご契約いただく保険金額は、保険申込書・継続確認書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

※車両保険の保険金額は、ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額でお決めください。

(3) 免責金額

注意喚起情報

対物賠償保険および車両保険は免責金額(自己負担額)の設定ができます(注)。車両保険の免責金額の設定方式は、「定額方式」または「増額方式」のいずれかから選択してください。実際にご契約いただく免責金額は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

定額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式
増額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額になる方式

(注)記名被保険者が個人のノンフリート契約は、対物賠償保険の免責金額の設定ができません。

※1 対物賠償保険の免責金額は、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」でも適用されます。

※2 車両保険で全損の場合は、免責金額を差し引かずにお支払いします。

📖「長期契約の車両保険の免責金額の取扱いについて」参照

(4) 主な特約の概要

契約概要

●対歩行者等傷害特約

ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合に、対人賠償保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額を補償します(自賠責保険等や対人賠償保険等の保険金または共済金は、損害額基準により算出した損害の額から除きます)。

(241001) (2024年6月承認) GN24-300169 ㊤ ㊤

●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)を地震等保険金としてお支払いします。

(5) ロードアシスタンスサービス 契約概要

「ロードサービス費用特約」をセットした場合、ロードアシスタンスサービス(レッカー現場急行サポート・クイック修理サービス)を提供します。ただし、天災等によりサービスの提供ができない場合がありますのでご了承ください。

レッカー現場 急行サポート	ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能となった場合に、出動業者を手配し、現場から修理工場等までのレッカー ^{けんいん} 牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行います(注)。 なお、これらにかかる費用は限度額無制限にお支払いします。ただし、必要かつ妥当な費用に限りです。 (注)お客さまご自身で手配されたレッカー ^{けんいん} 牽引・搬送等の費用は、「レッカー現場急行サポート」の対象となりません。						
クイック 修理サービス	①ご契約のお車が以下の故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急作業を無料で行います。 <table><tr><td>●バッテリー上がり(ジャンピング等)</td><td>●タイヤのパンク(スペアタイヤ交換)</td><td>●ガス欠</td></tr><tr><td>●キーの閉じ込み、盗難または紛失(ドアの開錠)</td><td>●その他(現場での30分以内の応急作業)</td><td></td></tr></table> ②ご契約のお車(電気自動車またはプラグインハイブリッド車)が電欠となった場合に、給電業者による作業に必要な費用について、5万円を限度にお支払いします。ただし、必要かつ妥当な費用に限りです。なお、給電した電力量に応じて発生する充電料金はお客さまの自己負担となります。	●バッテリー上がり(ジャンピング等)	●タイヤのパンク(スペアタイヤ交換)	●ガス欠	●キーの閉じ込み、盗難または紛失(ドアの開錠)	●その他(現場での30分以内の応急作業)	
●バッテリー上がり(ジャンピング等)	●タイヤのパンク(スペアタイヤ交換)	●ガス欠					
●キーの閉じ込み、盗難または紛失(ドアの開錠)	●その他(現場での30分以内の応急作業)						

(6) 複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報 「ロードアシスタンスサービスについて」参照

次の特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(自動車保険契約以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

① 次の特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故等やご家族(注1)もそれぞれの特約で補償の対象となります。

- | | |
|---|---------------|
| ●交通事故特約(人身傷害保険) | ●犯罪被害事故特約 |
| ●弁護士費用(自動車事故型)特約／弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約／弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約(注2) | |
| ●ファミリーバイク(人身傷害型)特約／ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 | |
| ●日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約／自転車賠償特約 | ●法人契約の指定運転者特約 |

② 次の特約は、交通事故特約がセットされていると、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故等やご家族(注1)も補償の対象となります。2台目以降のお車に交通事故特約をセットしないことによって、補償の重複をなくすることができます。

- | | | |
|----------|------------------------|---|
| ●傷害一時金特約 | ●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 | 等 |
|----------|------------------------|---|

③ 次の特約は、ご家族(注1)も補償の対象となりますが、基本となる補償に自動でセットされるため、削除してご契約をすることができません。

- | | | | |
|---------|----------------|------------|---|
| ●他車運転特約 | ●他車運転(二輪・原付)特約 | ●臨時代替自動車特約 | 等 |
|---------|----------------|------------|---|

(注1) ご家族とは、①記名被保険者 ②記名被保険者の配偶者 ③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子をいいます。
(注2) これらの特約では、特約をセットしないご契約のお車を「友人・知人等」が運転する場合、「友人・知人等」は補償できません。

(7) 補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

ノンフリート契約で当社所定の条件を満たす場合、運転者の範囲(運転者限定、運転者年令条件)を限定することによって保険料が安くなります。ただし、限定した運転者の範囲と異なる方がご契約のお車を運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

●運転者限定:「本人限定(注1)」 「本人・配偶者限定(注2)」

(注1) 「タフフル」・「はじめて」のみ選択できます。(注2) 「タフビズ」で記名被保険者本人のみが運転するときは、本人・配偶者限定を選択してください。

●運転者年令条件:「年令を問わず補償」「21才以上補償」「26才以上補償」「35才以上補償(注3)」

(注3) 「タフフル」のみ選択できます。※ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」または「21才以上補償」のみ選択できます。

【記名被保険者が個人の場合】 [◎ 運転者年令条件にかかわらず補償します／○ 運転者年令条件を満たした場合に補償します(注4)] / ✕ 補償できません】

運転者限定	運転者の範囲				
	①記名被保険者	②①の配偶者	③①または②の同居の親族	④①～③以外の方(別居の親族・友人・知人等)	⑤①～③の方が営む事業の業務に従事中の従業員
本人限定	○	✕	✕	✕	✕
本人・配偶者限定	○	○	✕	✕	✕
限定なし	○	○	○	◎(注5)	○

(注4) ①～③の方の中でご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年令に応じ、運転者年令条件を選択してください。
(注5) ④の方が⑤に該当する場合は、運転者年令条件を満たした場合に補償します。その方を含めて運転者年令条件を選択してください。
【記名被保険者が法人の場合】 運転するすべての方に運転者年令条件が適用されます。

(8) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

① 保険期間: 1年間(1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能)

② 補償の開始: 始期日の午後4時(注)

(注) 保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

③ 補償の終了: 満期日の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、「保険種類」・「ご契約のお車の種類」・「補償内容」・「保険金額」・「運転免許証の色(**タフクル** のみ) ・「使用目的(**タフクル** ・ **はじめて** のみ) 」や次の要素等により決定します。実際に払い込んでいただく保険料は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

等級別割引・割増制度	ノンフリート契約では、1〜20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・区分・件数および事故有係数適用期間等により、等級および「無事故」「事故有」の区分を決定します(決定した等級および「無事故」「事故有」別の割増率率をご契約に適用します。ご契約の事故有係数適用期間が「1〜6年」の時は「事故有」の割増率率を適用します)。 ※本制度はご契約の始期日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。 しおり 「等級別割引・割増制度」参照
	! 以下のいずれかの場合、契約締結後に等級・事故有係数適用期間の訂正(保険料の追加または返還)が必要な場合があります。 ① 前契約に事故が発生したり、解除された場合 ② 継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内でない場合 ③ 継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の前日から過去31日以前の場合 ④ 継続契約の始期日から13か月以内に前契約として取扱うご契約がある場合 ⑤ 配偶者間、同居の親族間等以外の記名被保険者の変更があり、その変更がお車の譲渡(注1)以外の理由で、かつ、適用する等級・事故有係数適用期間が下記のいずれかの場合 ●等級: 1〜5等級 ●事故有係数適用期間: 1年以上(注2) (注1) 自動車検査証等により譲渡の事実が確認できる場合に限りです。 (注2) 7等級以上の等級は継承せず、ご契約の等級は6等級(S)または1〜5等級となりますが、事故有係数適用期間は継承されます。 等
セカンドカー割引 (複数所有 新規契約者 に対する特則)	記名被保険者が個人であり、かつ、ご契約の始期日時点で11等級以上の自動車保険(注) (他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます) があり、2台目以降のお車について新たに契約する場合で、所定の条件をすべて満たしているときは7等級(S)・事故有係数適用期間0年を適用します。 (注) 当社のご契約で保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。 しおり 「等級別割引・割増制度」参照
型式別 料率クラス制度 【自家用(普通・小型・ 軽四輪)乗用車のみ】	自動車の「型式」ごとの保険成績を基に、「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「傷害」、「車両」の各々について、自家用(普通・小型)乗用車では「1」から「17」までの17段階、自家用軽四輪乗用車では「1」から「7」までの7段階に区分した料率クラスを保険料に適用する制度を導入しています(数値が大きいほど保険料が高くなります)。原則として毎年1月1日に、現在の料率クラスが適正であるか見直しを行っています。
記名被保険者 年令別料率区分	次の条件をいずれも満たす場合は、始期日時点での記名被保険者の年令に応じた保険料を適用します。 ① 記名被保険者が個人 ② 運転者年令条件が「26才以上補償」または「35才以上補償」 しおり 「記名被保険者年令別料率区分について」参照
フリート契約の 割引・割増制度	フリート契約では、保険契約者ごとに毎年の「料率審査日」の属する月の初日の6か月前の過去1年間(成績計算期間)における ① 損害率 ② 前年度のフリート契約の割引・割増 ③ 総付保台数(成績計算期間末日時点の損害保険会社でのご契約台数の合計)によって割引・割増を決定し、ご契約に適用します。 しおり 「フリート契約の割引・割増制度」参照 ※10台到達日から第1回料率審査日の前日までに始期日があるご契約には、等級別割引・割増制度が適用されます。
保険料の 割引・割増制度	ご契約内容や条件によって、以下の割引・割増を適用します。 ●先進環境対策車割引 「ハイブリッド車」 「電気自動車・PHV」 「燃料電池車」 「CNG車」 ●福祉車両割引 ●24時間自動車保険無事故割引 ●ASV割引 ●新車割引 ●耐損傷性・修理性割引 ●ゴールド免許割引 ●運転特性割引 ●運転特性毎月割引 ●テレマ新規割引 ●1等級連続事故契約割増 ●ノンフリート多数割引 ●フリート多数割引 ●フリート多数割引(9台以下) ●公有・準公有自動車料率(割引) ●構内専用電気自動車料率(割引)

(2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

① ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては選択できない払込方法があります。また、代理店・扱者によっては取扱いしていない場合があります。 [**○** 選択できます / **✕** 選択できません]

主な払込方法	一時払	分割払(注1)
□座振替、クレジットカード払(登録方式)	○	○
払込票払、請求書払	○	✕

(**注1**) 原則として、保険料が一時払に比べて5%増となります。

② 左記**①**のほか、一時払の場合は、ご契約と同時に現金で払い込むこともできます(**注2**)。その場合、始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。
(**注2**) 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

しおり「団体扱・集団扱のご契約について」参照

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日(**注**)までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできない場合があります。また原則として、ご契約を解除します。

(**注**) □座振替で払い込むご契約の保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がない場合に限り、払込期日の翌々月末日となります。

初回保険料の払込前に保険金をお支払いする事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

(241001) (2024年6月承認) GN24-300169 ㊤ ㊦

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者、記名被保険者および車両所有者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
※指定運転者を設定した場合は、指定運転者になる方にも義務があります。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書・継続確認書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書・継続確認書の記載内容を自動車検査証等や運転免許証の現物で必ずご確認ください。

【主な告知事項】

〔1〕記名被保険者

記名被保険者は、「対人・対物賠償保険や交通事故特約(人身傷害保険)等の被保険者の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年令別料率区分」等を決めるための重要な事項です。ご契約のお車を「主に使用される方」等から1名(法人が使用される場合は1法人)を設定し、その方(または法人)が保険申込書・継続確認書に記載されていることをご確認ください。

※ご契約のお車を「主に使用される方」とは、次のいずれかの方をいいます。

- ① 主たる運転者(運転頻度の高い方)
- ② 「ご契約のお車の所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のお車を自由に支配・使用している方

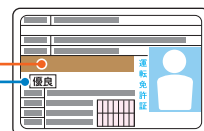
〔2〕運転免許証の色【**【タフクル】のみ**】

始期日時点において有効な記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド・ブルー・グリーン)等が保険申込書・継続確認書に記載されていることをご確認ください。

- 始期日が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合、更新前後の運転免許証の色のいずれかが「ゴールド」であれば、運転免許証の色を「ゴールド」とみなします。
- 運転免許証の色が「ゴールド」の場合、ゴールド免許割引を適用します。

※運転免許証の現物でご確認ください。

色を確認
ゴールド免許には「優良」の表示があります。

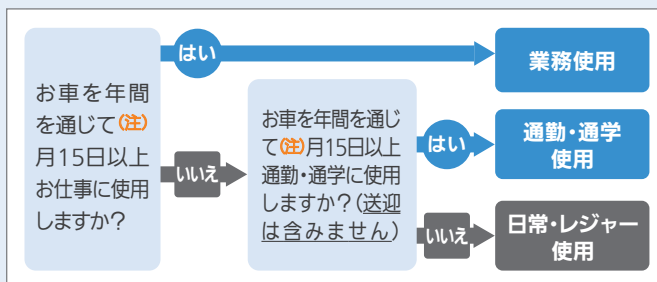


〔3〕お車の使用目的【**【タフクル】・【はじめて】のみ**】

ご契約のお車の使用実態により、右記のフローにそった使用目的が保険申込書・継続確認書に記載されていることをご確認ください。

(注)「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。

※ **【はじめて】** の場合、「業務使用」「業務使用以外(通勤・通学使用、日常・レジャー使用)」の2区分により保険料が決定します。



2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

- (1) 保険期間が1年を超えるご契約(およびインターネットでのご契約)については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます)を行うことができます。クーリングオフは、当社ホームページ掲載のお申出フォームまたは書面でお申出ください。お申出が可能な期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、当社ホームページ掲載のお申出フォームで通知(8日以内の発信日有効)していただくか、または書面を当社へ郵送(8日以内の消印有効)してください。なお、代理店・扱者、仲立人ではお申出を受け付けることはできません。

以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 質権が設定されたご契約
- 法人または社団・財団等が締結されたご契約
- 通信販売特約または通信販売特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)に基づき申し込まれたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 営業または事業のためのご契約

- (2) クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が発生していた場合は、保険金をお支払いします。

- (3) クーリングオフの場合には、既に払い込んでいただいた保険料はお返しします。また代理店・扱者、仲立人および当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

＜ハガキの記載内容＞

表面[宛先]

1508488
東京都渋谷区恵比寿
1丁目28番1号
あいおいニッセイ同和
損害保険株式会社
クーリングオフ受付担当
(業務品質向上推進部内) 行

裏面[記載事項]

- ① ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ② 保険契約者の住所・署名・電話番号
- ③ 契約申込日
- ④ 保険種類
- ⑤ 証券番号または領収証番号
- ⑥ ご契約の代理店・扱者名
- ⑦ ご契約の取扱営業店名

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。
ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

① 次の項目の変更

- ご契約のお車の用途車種、登録番号(車両番号、標識番号)
- ご契約のお車の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)の装備有無【**【家用普通乗用車、家用小型乗用車、家用軽四輪乗用車のみ】**】
- ご契約のお車の使用目的【**【タフクル・はじめて】のみ**】
- 登録番号(車両番号、標識番号)のないご契約のお車の保管場所【**次のいずれかに該当する場合のみ**】
 - a. 沖縄県から沖縄県以外への変更または沖縄県以外から沖縄県への変更
 - b. 地震・噴火・津波「車両損害」特約をセットしているご契約で、都道府県を越える変更

② ご契約のお車について、レンタカーからレンタカーではないお車への変更、またはレンタカーではないお車からレンタカーへの変更

③ ご契約のお車について、教習用自動車から教習用自動車ではないお車への変更、または教習用自動車ではないお車から教習用自動車への変更

④ ご契約のお車について、所定の条件を満たす福祉車両(補助装置が装備された福祉目的車両)から福祉車両ではないお車への変更、または福祉車両ではないお車から福祉車両への変更

⑤ 前契約で発生した事故について以下の事実が発生した場合

- 前契約の保険期間中に発生した事故のうち、その報告がされていなかった事故について通知および保険金請求を行った場合
- 前契約において、事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、最終的に保険金の支払対象事故ではないことが確定した場合



【タフクル・はじめて】で次の事項が発生した場合、引受範囲外となるため、ご契約を解約し、新たにご契約いただきます。
ただし、新たなご契約は、解約したご契約と補償内容や保険料が異なります。

- ご契約のお車の用途車種を家用8車種以外へ変更した場合
- 前記②または③に該当する変更が発生した場合

- (2) 次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となりますので、ただちにご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① ご契約のお車の入替
- ② 運転者の範囲(運転者限定、運転者年令条件)の変更
- ③ ご契約のお車の譲渡
- ④ ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取り外し等による、ご契約のお車の車両価額の著しい増加または減少
- ⑤ ①～④のほか、特約の追加等、契約条件の変更(注)

(注)「ながらくプラン」は、原則として保険契約者の変更ができません。

なお、保険証券記載の住所を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

「ご契約のお車を『入替』する場合」参照

「ご契約のお車を『譲渡』する場合」参照

2. 継続手続特約

契約概要

- (1) 継続手続特約とは、満期時における継続契約の手続きをお忘れになった場合に補償がなくなることを防ぐための特約です。

※フリート契約、**【はじめて】**、「ながらくプラン」のご契約にはセットできません。また、ご契約内容によってはセットできない場合があります。なお、代理店・扱者によっては取扱いできない場合があります。

- (2) 次のいずれも満たす場合は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います(注1)。

- ① 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡(注2)がない場合
- ② お客さまから継続する・しないについてお申出がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等)

(注1) 所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。

(注2) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。

- (3) 継続を希望しない場合は、あらかじめご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。

3. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

4. ご契約の中断制度

注意喚起情報

「ご契約のお車の廃車」、「記名被保険者の重度傷病による運転不能」、「記名被保険者の海外渡航」等に伴い一時的にご契約を中断した場合、中断後のご契約が当社所定の条件を満たすときに、中断証明書に基づく等級および事故有係数適用期間を継承します。なお、この取扱いは、ご契約の満期日または解約日の翌日から起算して5年以内にご契約の代理店・扱者または当社まで中断証明書の発行依頼をしていただく必要があります。



「ご契約の『中断制度』について」参照

(241001) (2024年6月承認) GN24-300169 (A)

その他、ご留意いただきたいこと

1 はじめて について

「はじめて」の継続契約は「はじめて」以外の商品（**タフフル**等）になります。なお、「はじめて」には、万が一、継続手続きをお忘れになった場合のサポート機能（特約）がないため、継続手続きを行っていただけなかった場合、補償がなくなりますのでご注意ください。

2 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、次の場合は必ず事前に当社にご相談ください。

- 事故にあったお車を修理する場合 ●相手の方と示談する場合

なお、保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」の「保険金のご請求時に提出していただく書類等について」に定める書類等を提出していただく必要があります。

 事故時の手続き等について知りたい場合
「事故が起こった場合の手続き」参照

3 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族（注）を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

（注）保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ①連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店・扱者または当社にあった場合
- ②代理店・扱者または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

4 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります（自動車保険の合計台数が10台以上となったときは、所有・使用する自動車のご契約に関する個人情報を含みます）。

●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

5 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

6 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、当社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、記名被保険者または車両保険の被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

7 ご契約条件について

事故の発生状況等によっては、継続契約の補償内容が保険契約者のご希望にそえない場合があります。また、当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

8 共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

9 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(241001) (2024年6月承認) GN24-300169 ㊤ ㊥

補足のご説明

テレマティクス自動車保険、ながらくプランをご契約いただくにあたり、「**I 契約締結前**におけるご確認事項」「**II 契約締結時**におけるご注意事項」「**III 契約締結後**におけるご注意事項」と取扱いが異なる内容や追加の情報を記載しています。

本紙で用いる用語のご説明	テレマティクス自動車保険	次の商品をいいます。 ・タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型) ・タフ・見守るクルマの保険プラスS ・タフ・見守るクルマの保険プラスS(リンクドライブ) ・タフ・見守るクルマの保険NexT ・タフ・つながるクルマの保険 ・タフBiz事業用自動車総合保険(ドラレコプラン・プラスSプラン・リンクドライブ・NexTプラン・つながるプラン) ・「事故発生の通知等に関する特約」または「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされたタフBiz事業用自動車総合保険
	当社指定のテレマティクス端末等	次の端末等をいいます。 ・「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」、「タフBiz事業用自動車総合保険(ドラレコプラン)」、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされたタフBiz事業用自動車総合保険」において使用する当社指定のドライブレコーダー型テレマティクス端末 ・「タフ・見守るクルマの保険プラスS」、「タフ・見守るクルマの保険プラスS(リンクドライブ)」、「タフBiz事業用自動車総合保険(プラスSプラン・リンクドライブ)」において使用する当社指定の通信型テレマティクス端末 ・「タフ・見守るクルマの保険NexT」、「タフBiz事業用自動車総合保険(NexTプラン)」、「事故発生の通知等に関する特約」がセットされたタフBiz事業用自動車総合保険」において使用する専用アプリをインストールした当社指定のスマートフォン
	運転特性情報	当社指定のテレマティクス端末等または当社指定の車載機(カーナビゲーション等)を通じて計測され、当社に送信された情報に基づく運転特性をいいます。
	車両運行情報	「タフ・つながるクルマの保険」および「タフBiz事業用自動車総合保険(つながるプラン)」において、当社指定の車載機(カーナビゲーション等)を通じて計測され、当社に送信された情報に基づく走行距離および運転特性をいいます。

本紙で用いるマークのご説明	プラス	「タフ・見守るクルマの保険プラス」、「タフBiz事業用自動車総合保険(ドラレコプラン・プラスSプラン・リンクドライブ)」
	NexT	「タフ・見守るクルマの保険NexT」、「タフBiz事業用自動車総合保険(NexTプラン)」
	つながる	「タフ・つながるクルマの保険」、「タフBiz事業用自動車総合保険(つながるプラン)」

1. 商品概要 (プラス・NexT・つながる)

契約概要

プラス・NexT

当社指定のテレマティクス端末等で計測された運転特性情報を基に算定した安全運転スコアに応じた運転特性割引を、プラス・NexT の保険料(注)に反映する自動車保険です。

(注) 継続契約が つながる の場合は、つながる の基本保険料に運転特性割引を適用します。

つながる

毎月の走行距離(1km単位)および運転特性に応じた保険料を払い込んでいただく自動車保険です。保険料は、この保険契約におけるご契約のお車の走行距離および運転特性にかかわらず払い込んでいただく「基本保険料」と毎月の走行距離(1km単位)および運転特性に応じて払い込んでいただく「運転分保険料」から構成され、口座振替、「TS CUBIC CARD」または保険契約者の勤務先や所属する団体等を通じてキャッシュレス(注1)で払い込んでいただけます。また、この保険契約におけるご契約のお車の運転特性情報を基に算定した安全運転スコアに応じた運転特性割引を、継続契約の つながる の基本保険料(注2)に反映します。

「運転分保険料」は、「毎月の走行距離(1km単位)」に応じた保険料に、「運転特性毎月割引」を適用した保険料です。ただし、以下に該当する距離に対しては「運転分保険料」を請求しません。

- 道路運送車両法第41条に定める自動運行装置を使用して走行(注3)した場合は、その走行した距離
- 保険期間中の累計走行距離(注4)が20,000kmを超えた場合は、その超えた距離(注5)

運転分保険料の計算単位は、各月の始期応当日から翌月の始期応当日前日までの1か月間で、初回基本保険料払込月の翌月から運転分保険料を払い込んでいただけます。ただし、一時払や1年を超えるご契約で年払方式の場合は、年間の運転分保険料を一括して払込期日に払い込んでいただけます。また、団体扱・集団扱は、ご契約の団体・集団によって払い込んでいただくタイミングが異なります。

(注1) 解約時の未払込保険料等については、当社に直接払い込んでいただくことがあります。 📖「団体扱・集団扱のご契約について」参照

(注2) 継続契約が プラス・NexT の場合は、プラス・NexT の保険料に運転特性割引を適用します。

(注3) 道路運送車両法第41条に定める自動運行装置を使用した走行は、走行距離に含めず、運転特性の評価にも影響しません。

(注4) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとの累計走行距離とします。

(注5) 追加保険料が発生する契約内容変更を契約内容変更日直前の始期応当日時点の累計走行距離が20,000kmを超えたあとに行う場合は、1年間の走行距離が20,000kmに相当する追加保険料を払い込んでいただけます(契約内容変更の申出日時点で累計走行距離20,000kmを超えていない場合であっても、契約内容変更日直前の始期応当日時点で累計走行距離が20,000kmを超えていることが後日判明したときは、前記の追加保険料を払い込んでいただけます)。

事故・故障が起こった場合の連絡先(つながる 専用)

遅滞なくご契約の代理店・扱者または
右記にご連絡ください。

つながるクルマの保険事故受付デスク
0120-907-995(無料)

- 受付時間 24時間365日
- おかけ間違いにご注意ください。
- IP電話からはつながらない場合があります。

プラス・NexT・つながる

今回のご契約が初年度契約(1年目)(注1)の場合、当社指定の端末等(注2)で計測された運転特性情報を基に算定された安全運転スコアの区分は告知事項です。テレマティクスサービス事業者が提供しているアプリ等を確認のうえ、正確にお知らせください。また、お知らせいただいた安全運転スコアの区分が保険申込書・継続確認書に正しく記載されていることをご確認ください。なお、安全運転スコアの区分が「A」または「B」の場合、運転特性割引を適用します。

(注1) 初年度契約(1年目)とは、前契約がない場合、または、前契約が「プラス」・「NexT」・「つながる」以外の場合をいいます。なお、前契約が「プラス」・「NexT」・「つながる」であっても、次の場合は原則として初年度契約として取り扱います。

- ・前契約が解除された場合や保険期間が1年未満かつ安全運転スコアの区分が「A」「B」「C」以外のご契約の場合または「運転特性情報による保険料算出に関する特約」を削除・解除した場合
- ・継続契約の始期日が前契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日を超える場合

(注2) 当社指定の端末等とは、当社と提携するテレマティクスサービス事業者が提供する運転特性情報の取得が可能な端末または車載機(カーナビゲーション等)をいいます。

※1 当社指定の端末等を所持していない場合や、所持していても運転特性計測期間中に計測された有効走行距離が500km未満の場合は、「なし」と記載されていることをご確認ください。

※2 ご契約のお車の運転特性によっては、当社が販売している他の自動車保険と比べて保険料が割高となる場合があります。

2. 運転特性による割引(プラス・NexT・つながる)

契約概要

ご契約のお車の「速度超過・急アクセル・急ブレーキ(注1)」の発生頻度(運転特性)から安全運転スコアの算定(注2)や評価を行い、それらに基づき以下の割引を適用します。

- 運転特性割引(注3)(プラス・NexT・つながる)
- 運転特性毎月割引(つながる)

(注1) 緊急時の急ブレーキも安全運転スコアの算定や運転特性の評価に影響しますが、危険回避に必要なときにはためらわずに急ブレーキの操作を行ってください。

(注2) 後日、ご契約のお車以外の走行で運転診断機能を利用していた事実が判明した場合には、当該走行データを除外して安全運転スコアを算定します。

(注3) 保険契約者または当社が運転特性情報が適正でないことについて双方が承認した場合は、これを訂正することができます。その結果、保険料が変わる可能性があります。

※ 「つながる」の場合、道路運送車両法第41条に定める自動運行装置を使用した走行は、安全運転スコアの算定や運転特性の評価に影響しません。

 「運転特性割引の概要」参照

3. テレマティクス自動車保険をご契約いただく場合にご注意いただきたいこと

注意喚起情報

(1) プラス・NexT のご契約にあたって(注)

(注) 「事故発生の通知等に関する特約」または「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた「タフビズ」のご契約にあたってご注意ください。

- 各商品をご契約いただく場合は、「テレマティクス端末・サービスに関するご利用規約」が適用されます。詳しくは、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/service/telematics/personal.html>)をご確認ください。なお、ご契約を解約する場合等、所定の期日までに当社指定のドライブレコーダー型テレマティクス端末および付属品をご返却いただく必要があります。ご返却いただけないときは違約金を請求させていただく場合があります。

- 次の商品の場合、保険契約締結後に当社指定のドライブレコーダー型テレマティクス端末または通信型テレマティクス端末を記名被保険者宛に送付しますので、ご契約のお車に遅滞なく設置してください。なお、前契約と同じ商品をご契約する場合等は、新たな端末は送付しません。

- タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型) ●タフ・見守るクルマの保険プラスS
- タフビズ事業用自動車総合保険(ドラレコプラン・プラスSプラン) ●「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた「タフビズ」

※故障・紛失した場合等は、速やかに専用サポートデスクにご連絡ください。

(2) 専用アプリ等の登録(プラス・NexT・つながる)(注1)

(注1) 「事故発生の通知等に関する特約」または「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた「タフビズ」のご契約にあたってご注意ください。

- 安全運転スコアや「速度超過・急アクセル・急ブレーキ」を検知した地点を確認するには各商品の専用アプリまたは専用サイトの利用者登録(注2)が必要です。詳細は、当社ホームページに掲載の「ご利用ガイド」(注2)をご確認ください。

- 「タフ・見守るクルマの保険プラスS」、「タフ・見守るクルマの保険NexT」、「タフビズ事業用自動車総合保険(プラスSプラン・NexTプラン)」、「事故発生の通知等に関する特約」がセットされたタフビズ事業用自動車総合保険は、各商品の専用アプリ(注3)で運転特性情報を取得するため、必ずスマートフォン(注4)にインストールしてください。詳細は、当社ホームページに掲載の「ご利用ガイド」をご確認ください。

(注2) 「つながる」をご契約の場合、「利用者登録」を「初期設定」、「ご利用ガイド」を「タフ・つながるクルマの保険かんたんガイド」と読み替えます。

(注3) ご契約のお車以外の走行では、本アプリの運転診断機能をご利用いただくことはできません。

(注4) 「NexT」または「事故発生の通知等に関する特約」がセットされたタフビズ事業用自動車総合保険をご契約の場合、当社指定のスマートフォンである必要があります。当社指定のスマートフォンは、当社ホームページでご確認ください。なお、対象外のスマートフォンでご契約してしまった場合や保険期間の途中で対象外のスマートフォンに機種変更したときは、別の商品に変更していただきます。変更後の商品は、補償内容や保険料、サービスが異なります。

(241001) (2024年6月承認) GN24-300169 ㊤ ㊥

(3) 運転特性情報または車両運行情報の送信義務 (**プラス** ・ **NexT** ・ **つながる**)

- 保険契約者、被保険者等は、ご契約のお車の運転特性情報 (注) を当社が入手するために、当社指定のテレマティクス端末等 (注) が計測したご契約のお車の運転特性情報を当社または情報通信ネットワーク運営社に対して正常に送信できる状態にしておく必要があります。

(注) **つながる** をご契約の場合、「運転特性情報」を「運転特性情報および車両運行情報」、「当社指定のテレマティクス端末等」を「当社指定の車載機 (カーナビゲーション等)」と読み替えます。

※1 **つながる** において、走行中にテレビやナビゲーションの操作を可能にする機器を取り付けた場合、正常に送信できない可能性があります。

※2 運転特性情報が当社または情報通信ネットワーク運営社へ正常に送信されない場合、各種サービスの提供や継続契約に運転特性割引が適用できないことがあります。

- 「タフ・見守るクルマの保険プラスS」、「タフビズ事業用自動車総合保険 (プラスSプラン)」は、運転特性情報を当社指定の通信型テレマティクス端末で計測後、専用アプリを利用して送信します。そのため、運転中は必ず専用アプリをインストールしたスマートフォンのGPS機能を有効にし、当社指定の通信型テレマティクス端末とBluetooth接続してください。
- **NexT** は、運転特性情報を専用アプリを利用して計測し、送信します。運転開始前に必ず専用アプリをインストールしたスマートフォンのGPS機能を有効にしたうえで、専用アプリ上で所定の操作を行ってください。また、正しく運転特性情報を計測するため、スマートフォンホルダー等でスマートフォンをご契約のお車に固定してください。

 「運転特性情報の送信に関する義務」(**プラス** ・ **NexT**)、 「運転特性情報および車両運行情報の送信に関する義務」(**つながる**) 参照

(4) ご契約の解除 (**プラス** ・ **NexT** ・ **つながる**)

当社指定のテレマティクス端末等 (注) から運転特性情報 (注) を当社または情報通信ネットワーク運営社に正常に送信することができない状態となった場合等は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除となった場合、継続契約に運転特性割引を適用できません。また、**プラス** ・ **NexT** において、保険契約者または被保険者等の故意または重大な過失によって、当社指定のテレマティクス端末等から当社または情報通信ネットワーク運営社に対して、ご契約のお車以外の運転特性情報または自動車以外の走行に関する情報を送信した場合には、ご契約を解除することがあります。

(注) **つながる** をご契約の場合、「当社指定のテレマティクス端末等」を「当社指定の車載機 (カーナビゲーション等)」、「運転特性情報」を「運転特性情報および車両運行情報」と読み替えます。

 「ご契約の解除について」参照

(5) 運転特性情報等の取得にあたっての個人情報の取扱い (**プラス** ・ **NexT** ・ **つながる**) (注1)

(注1) 「事故発生のお知らせに関する特約」または「ドライブレコーダーによる事故発生のお知らせに関する特約」がセットされた **タフビズ** のご契約にあたってご注意ください。

- ご契約のお車の運転特性情報 (注2)、位置情報等 (以下、運転特性情報等といいます) は、当社指定のテレマティクス端末等 (注2) の情報通信ネットワーク運営社を通じて取得します。この運転特性情報等につきましては、運転特性割引率の算出 (注2)、各種サービスの提供や事故時の対応、将来の料率設定および利用規約に定める目的以外に使用しません。また、これらの目的のために取得した運転特性情報等を当社が委託するサービス提供事業者に提供します。なお、「タフ・見守るクルマの保険プラスS」、「タフビズ事業用自動車総合保険 (プラスSプラン)」の委託先には国外の事業者 (Cambridge Mobile Telematics社 (米国デラウェア州) 等) を含みます。運転特性情報等を提供するにあたっては委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要、かつ適切な監督を行います。

(注2) **つながる** をご契約の場合、「運転特性情報」を「運転特性情報および車両運行情報」、「当社指定のテレマティクス端末等」を「当社指定の車載機 (カーナビゲーション等)」、「運転特性割引率の算出」を「運転特性割引率や運転分保険料の算出」と読み替えます。

- 本保険契約にセットされるサービスでは、ご契約のお車を運転するすべての方の運転特性情報等を使用します。運転特性情報等には、ご契約のお車を運転する方の位置情報も含まれますので、あらかじめ、ご契約のお車を運転するすべての方へ本内容をお伝えください。

 「運転特性情報および車両運行情報の取得にあたっての個人情報の取扱いについて」参照 (**つながる** のみ)

4. ながらくプラン

(1) 商品の仕組み **契約概要**

「ながらくプラン」に加入していただける自動車保険には、**タフフル** ・ **タフビズ** ・ **一般総合** があります。また、保険契約者は個人に限り、保険料の払込みに利用していただく「TS CUBIC CARD」の名義人は、保険契約者本人、保険契約者の配偶者または保険契約者の親族に限ります。

(2) 保険期間 **契約概要**

2年間または3年間のいずれかから選択してください。

(3) 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

- ① ご契約時の保険料は、「TS CUBIC CARD」を通じてキャッシュレスで払い込んでいただきます。また、契約内容変更時の返還・追加保険料は、毎回の保険料を減額または増額して払い込んでいただきます。
※保険期間の途中で「TS CUBIC CARD」以外のクレジットカードに変更したり、口座振替に変更することはできません。
- ② 保険料は、月払または年払のいずれかから選択してください。
- ③ 保険料は、「TS CUBIC CARD」の有効性および利用限度額内であることが確認できたことをもって領収したものとみなします。始期日以降であっても、有効性および利用限度額内であることが確認できる前に発生した事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。



- ① 未払込分割保険料を一括で払い込むことはできません。ただし、「TS CUBIC CARD」を退会したり、有効性が否認され、「TS CUBIC CARD」で継続して払込みできない場合に限り、一括で払い込むことができます。
- ② 以下に該当する場合、ご契約内容の変更や解約時の追加保険料・返還保険料は現金での取扱いとなります。
 - 上記 ① に基づき未払込分割保険料を一括で払い込んだ後の場合
 - 年払方式のご契約で、最終保険年度において分割保険料を払い込んだ後に「TS CUBIC CARD」を退会した場合 (**つながる** を除く)
 - 年払方式のご契約で、契約内容変更時にトヨタファイナンス (株) が「TS CUBIC CARD」の使用を否認した場合

(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

「TS CUBIC CARD」を退会した場合は退会日の翌月末日、3回連続して「TS CUBIC CARD」の有効性が否認された場合(注)は2回目の有効性が否認された月の末日に、原則として、ご契約が解除され、解除日の翌日以降に発生した事故による損害または傷害については保険金をお支払いできません。「TS CUBIC CARD」を退会した場合は退会日の翌月末日、「TS CUBIC CARD」の有効性が否認された場合は最初に有効性が否認された月の翌月末日までに未払込分割保険料を一括で払い込むことにより、ご契約を保険期間の満期まで継続していただけます。

(注) 年払方式の場合は、分割保険料の払込月の「TS CUBIC CARD」の有効性が否認されて以降、それを含めて毎月の有効性が連続して3回否認された場合

(5) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。ただし、次の①、②の条件を満たすお客さまに「無事故返れい金」として、以下の額をお支払いします。なお、「無事故返れい金」は、当社よりトヨタファイナンス(株)へお支払いし、保険契約者が保険料の払込みに指定した「TS CUBIC CARD」を通じて、カード会員規約に定めるお支払いの期日に、他のカード利用代金に充当する方法で精算されます。他のカード利用がない場合は、トヨタファイナンス(株)よりお引落としの口座にお支払いします。

●月払方式：ご契約時の分割保険料(注)1回分と同額

●年払方式：ご契約時の分割保険料(注)1回分の1/12の額(円単位を四捨五入し10円単位とします)

(注)「つながる」の場合、分割基本保険料となります。

① 保険期間が満了し、かつ、保険料を全額払い込んでいること

② 保険期間中、下記特約以外の事故がないこと(下記特約に係る事故については、事故件数に含めず、無事故返れい金をお支払いします)

対歩行者等傷害特約、犯罪被害事故特約、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約、ロードサービス費用特約、代車補償拡張特約、車内外身の回り品特約、日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約、ファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約、弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約、自転車賠償特約、企業・団体見舞費用特約、事業用積載動産特約、運送業者受託貨物賠償特約

(6) 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申出ください。「ながらくプラン」は毎回の払込保険料を保険期間中同一としているため、補償される危険に見合った保険料に比して、当初は低い保険料設定としています。その差額は最終回の払込みが完了した時点で解消しますので、解約時の条件によっては、差額分を「解約時追加保険料」として「TS CUBIC CARD」により一括して払い込んでいただきます。なお、立替払保証を受けているお客さまの場合、その立替分をトヨタファイナンス(株)へお支払いいただく前に、解約等によって当社より保険料を返還するときは、その保険料は立替分(トヨタファイナンス(株)がお客さまに対して有する保険料相当額の債権)に優先的に充当されます。

ご契約についての留意事項

ご契約にあたっては、次の点にご注意ください。

当社は「ながらくプラン」の契約内容、保険申込書記載事項、その他知り得た情報を、業務上必要な範囲でトヨタファイナンス(株)に提供し利用させることがあります。カードのお支払いに関するお問い合わせは、カード裏面のインフォメーションデスクへご連絡ください。

- 「タフ・クルマの保険」は個人総合自動車保険のペットネームです。
- 「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険のペットネームです。
- 「タフ・見守るクルマの保険プラスS」、「タフ・見守るクルマの保険プラスS(リンクドライブ)」、「タフ・見守るクルマの保険Next」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険のペットネームです(運転特性の取得方法によってペットネームが異なります)。
- 「タフ・つながるクルマの保険」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険のペットネームです。
- 「タフビズ事業用自動車総合保険」は一般総合自動車保険のペットネームです。ただし、用途車種が二輪自動車または原動機付自転車のノンフリート契約は除きます。二輪自動車または原動機付自転車のノンフリート契約は、一般総合自動車保険でご契約ください。
- 「タフビズ事業用自動車総合保険(ドラレコプラン)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされたタフビズ事業用自動車総合保険のプラン名称です。
- 「タフビズ事業用自動車総合保険(プラスSプラン・リンクドライブ・Nextプラン)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「事故発生の通知等に関する特約」がセットされたタフビズ事業用自動車総合保険のプラン名称です(運転特性の取得方法によってプラン名称が異なります)。
- 「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされたタフビズ事業用自動車総合保険のプラン名称です。
- 「はじめてのクルマの保険」はパーソナル自動車保険のペットネームです。
- 「ながらくプラン」は「立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約」および「無事故返戻金付長期契約保険料平準分割払特約」(注)がセットされた長期自動車保険のペットネームです。

(注)「タフ・つながるクルマの保険」または「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」の場合、「立替払保証付クレジットカードによる保険料払込に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」および「無事故返戻金付長期契約保険料平準分割払特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約用)」をいいます。